

# 第2期 城陽市子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年(2020年)3月

城 陽 市

## はじめに



城陽市では、市民の皆様が安心して子育てができるよう平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。

本市は計画策定以後も急速な少子高齢化の一層の深刻化をはじめ、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった激しい社会変化の流れの中にあり、さらに児童虐待の増加や子どもの貧困など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境はさらに厳しさを増しております。

今般、これまで取り組んできた子育て支援施策を引き続き推進するとともに、さらなる社会情勢の変化に対応するため、「第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他法に基づく業務の円滑な実施を図ることをめざすとともに、「じょうよう冒険ランドプラン」の考え方を継承しながら、子育てをされている家庭の方だけでなく、市民の皆様、企業等関係団体、行政が協働し、全ての子どもの健やかな成長を実現することを目標としています。

市民の皆様には、計画の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、策定にあたりまして、アンケートにご協力いただきました市民の皆様をはじめ、城陽市子ども・子育て会議の委員の皆様、関係団体の皆様に対しまして、改めて感謝いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月

城陽市長 **奥田敏晴**



## 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定経緯.....	4
5. 計画の策定体制.....	5
<b>第2章 子育て支援施策に係る統計資料について</b> .....	7
1. 人口の動向.....	8
2. 家族や地域の状況.....	10
3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向.....	12
4. 第1期城陽市子ども・子育て支援事業計画の推進状況.....	22
5. 城陽市の子ども・子育て支援をめぐる課題の整理.....	32
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	35
1. 基本理念.....	36
2. 基本方針.....	37
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念.....	38
<b>第4章 施策の推進方策</b> .....	39
1. 教育・保育提供区域の設定.....	40
2. 量の見込みの算出の概要.....	40
3. 学校教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期.....	42
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容・実施時期.....	45
5. 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容.....	52
<b>第5章 子ども・子育て支援関連の取組</b> .....	53
1. 取組の体系.....	54
2. 子ども・子育て支援関連の具体的な取組.....	55
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	63
1. 推進体制の強化.....	64
2. 市民や地域との協働による推進.....	64
3. 計画の進行管理.....	65
<b>参考資料</b> .....	67
1. 城陽市子ども・子育て会議委員名簿.....	68
2. 計画の策定経過.....	69
3. 用語解説.....	70



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1. 計画策定の背景と目的

---

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立したことに基づき、平成27年度より「子ども・子育て支援新制度」が開始され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保及び地域における子ども・子育て支援の充実が図られています。

国においては、女性の活躍を推進しており、今後子育て世代の女性の就労が加速していくことが予想されているとともに、男女共同参画が進む近年では、男女が共に仕事と子育ての両立を実現し、子育てを担うことができる環境づくりが強く求められています。さらに、幼児教育・保育の無償化、働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子育て中の男女が働きやすい雇用・職場環境の整備、きめ細かな教育・保育サービスの提供を図ることが課題となっています。

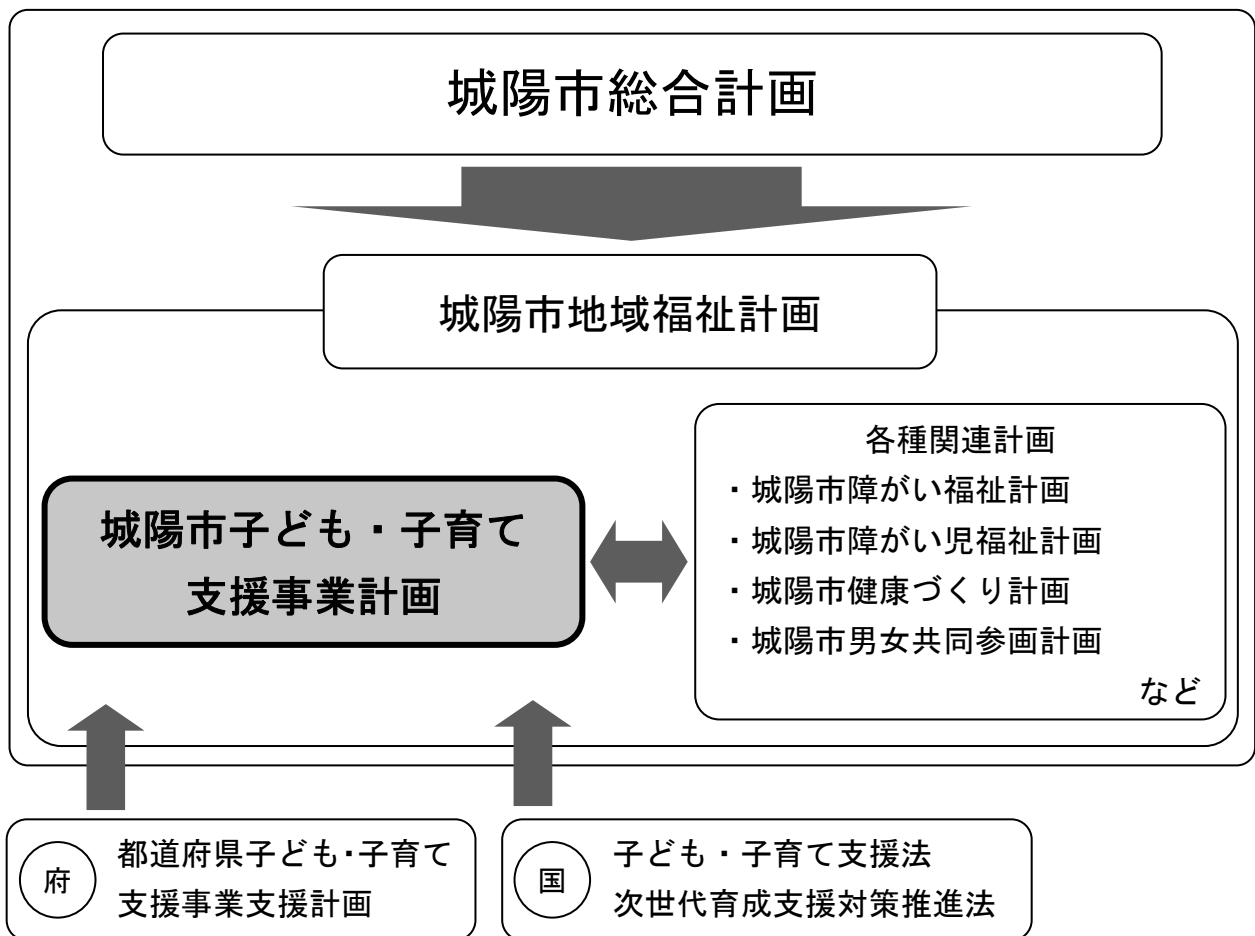
本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、平成27年3月に「城陽市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を策定し、保育園や学童保育所、地域子育て支援センター、病児・病後児保育事業等のさまざまな子育て支援の事業についての提供体制を整備してきました。今後も、令和5年度に予定されている新名神高速道路の全線開通や東部丘陵地の整備等の事業が展開され、市を取り巻く環境が大きく変化する状況に合わせた「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、一人一人の子どもが健やかに成長できるような魅力あるまちづくりを実現していくことが重要です。

このたび、上記の現状・課題を踏まえるとともに、前計画が計画期間の終了を迎えることから、引き続き本市における子育て支援を計画的に推進していくため、新たに令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画です。市町村は、「子ども・子育て支援法」の第 61 条第 1 項において「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされており、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業に総合的かつ計画的に取り組むことが求められています。
- 本計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」の考えを継承します。
- 本計画は、「城陽市総合計画」を上位計画としています。また、本市の福祉施策の方向性を定めた「城陽市地域福祉計画」を踏まえ、各種関連計画との整合性を図ります。

図表 計画の位置づけ

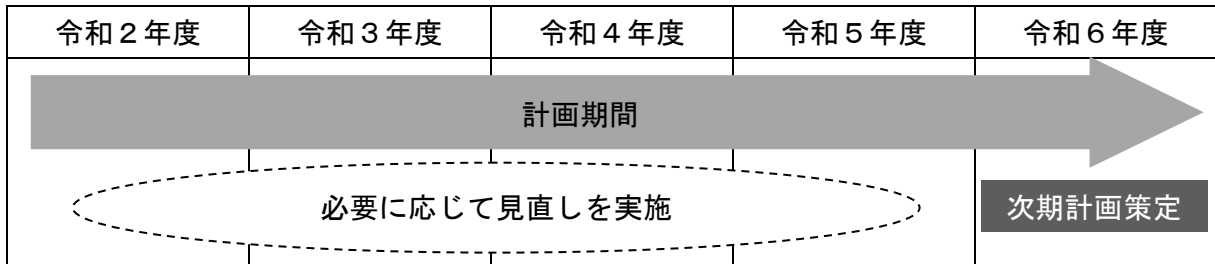




### 3. 計画の期間

本計画は、令和2年度～令和6年度の5年間を計画期間としています。なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせて必要に応じて計画の見直しを行います。

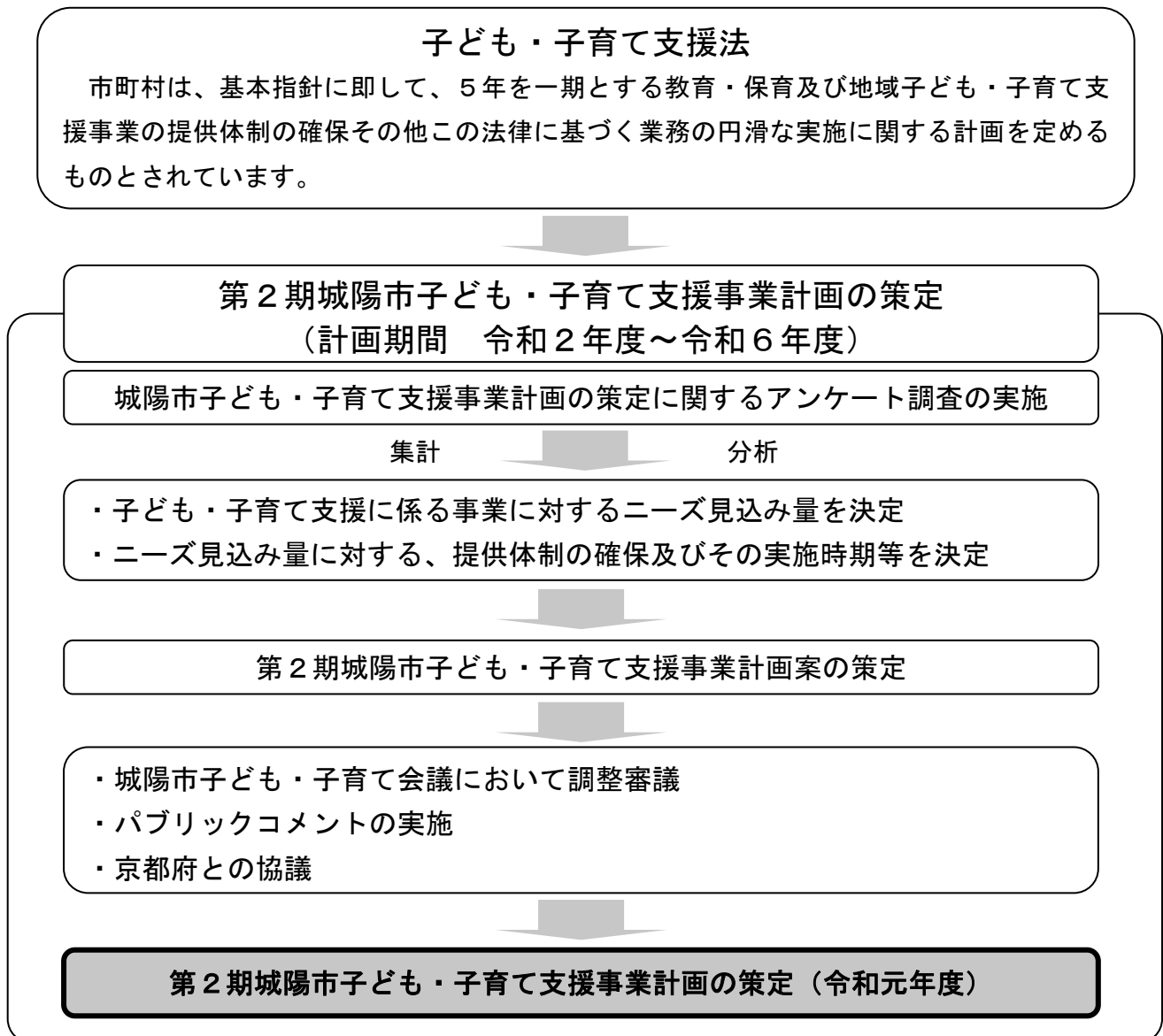
図表 計画の期間



### 4. 計画の策定経緯

本計画の策定経緯は以下の通りとなっています。

図表 計画の策定経緯



## 5. 計画の策定体制

---

### (1) 城陽市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、「城陽市子ども・子育て会議条例」により、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、子どもの保護者、公募による市民、使用者及び労働者の代表からなる城陽市子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育てに関する施策について調整審議を行います。

### (2) 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査

本計画の策定にあたって、計画策定の基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

#### ①調査時期

平成31年2月28日～3月22日

#### ②調査方法

郵送による配布・回収

#### ③調査対象

##### ア. 就学前児童

市内在住の就学前児童をもつ保護者を対象に全数調査

##### イ. 小学1～6年生

市内在住の小学生各学年200人ずつ無作為抽出

#### ④回収数・配布数・回収率

##### ア. 就学前児童

1,574件（配布数3,571件、回収率44.1%）

##### イ. 小学1～6年生

595件（配布数1,200件、回収率49.6%）

### (3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させることを目的として、令和元年12月27日から令和2年1月27日までパブリックコメントを実施しました。



## 第2章 子育て支援施策に係る統計資料について

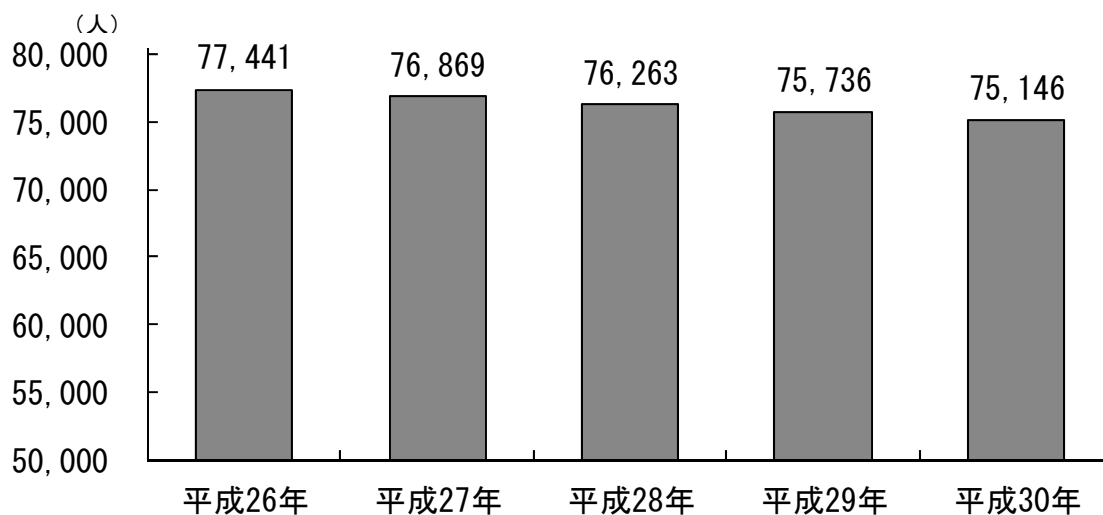
---

# 1. 人口の動向

## (1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成30年は平成26年（77,441人）から2,295人減少し75,146人となっています。

図表 総人口の推移

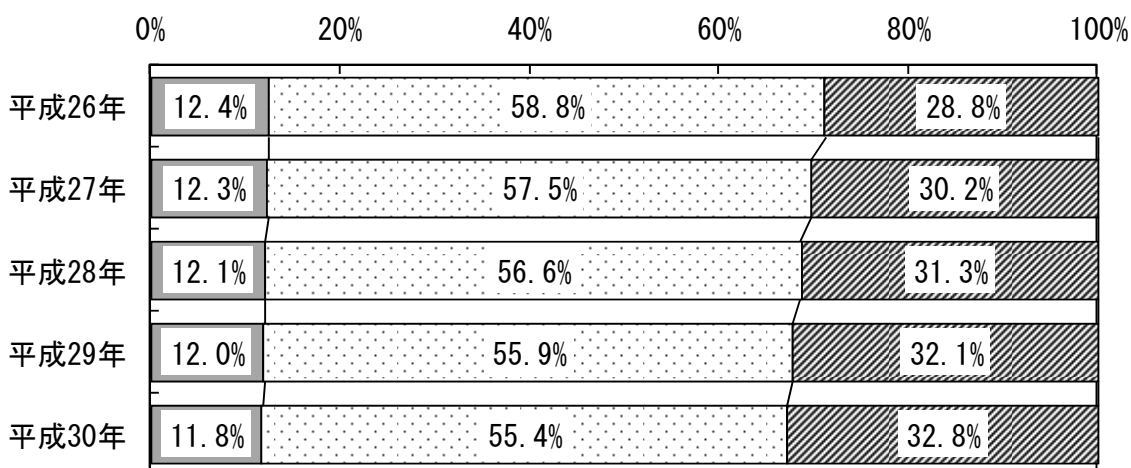


※各年10月1日現在

資料：市民課

年齢3区分別の構成比をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、平成27年以降の老年人口は30%台を超える割合で推移しています。年少人口は過去10年間は12%台で推移していましたが、平成30年に初めて12%を下回り、11.8%となっています。

図表 年齢3区分別の構成比の推移



■ 年少人口（0～14歳） □ 生産年齢人口（15～64歳） ▨ 老年人口（65歳以上）

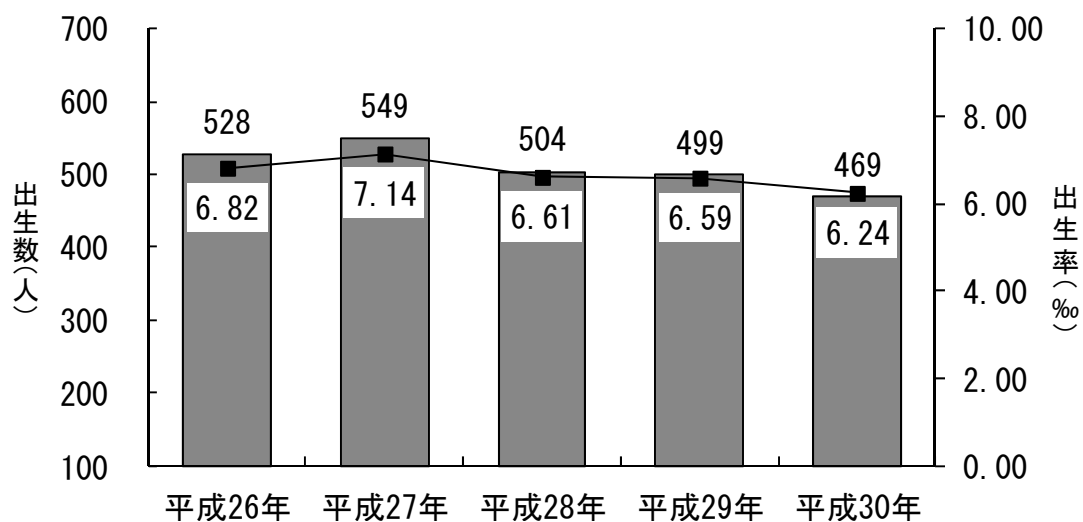
※各年4月1日現在

資料：市民課

## (2) 出生の動向

本市の出生数は、平成26年から平成27年にかけて増加していましたが、平成28年以降は減少し、平成30年は469人となっています。出生率は平成27年には7.14‰まで上昇しましたが、平成28年以降は減少し、平成30年は6.24‰となっています。

図表 出生数及び出生率の推移



※出生率は人口千人あたりの出生数を示しています（出生率＝（出生数÷総人口）×1,000）  
※総人口は各年10月1日現在

資料：市民課

## 2. 家族や地域の状況

### (1) 世帯の動向

本市の総世帯数は概ね増加傾向にあり、平成27年は平成7年（26,970世帯）から2,914世帯増加し29,884世帯となっています。一般世帯の構成をみると単身世帯や核家族世帯が増加しており、平均世帯人員は減少しています。

図表 世帯数、世帯構成、平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯	26,970	28,333	29,051	29,972	29,884
一般世帯	26,932	28,270	28,993	29,930	29,837
単身世帯	4,102	4,652	5,345	6,265	6,796
核家族	19,227	20,315	20,625	20,877	20,676
三世帯家族	2,597	2,483	2,171	1,836	1,475
その他一般世帯	1,006	820	852	952	890
平均世帯人員	3.12	2.93	2.76	2.62	2.52

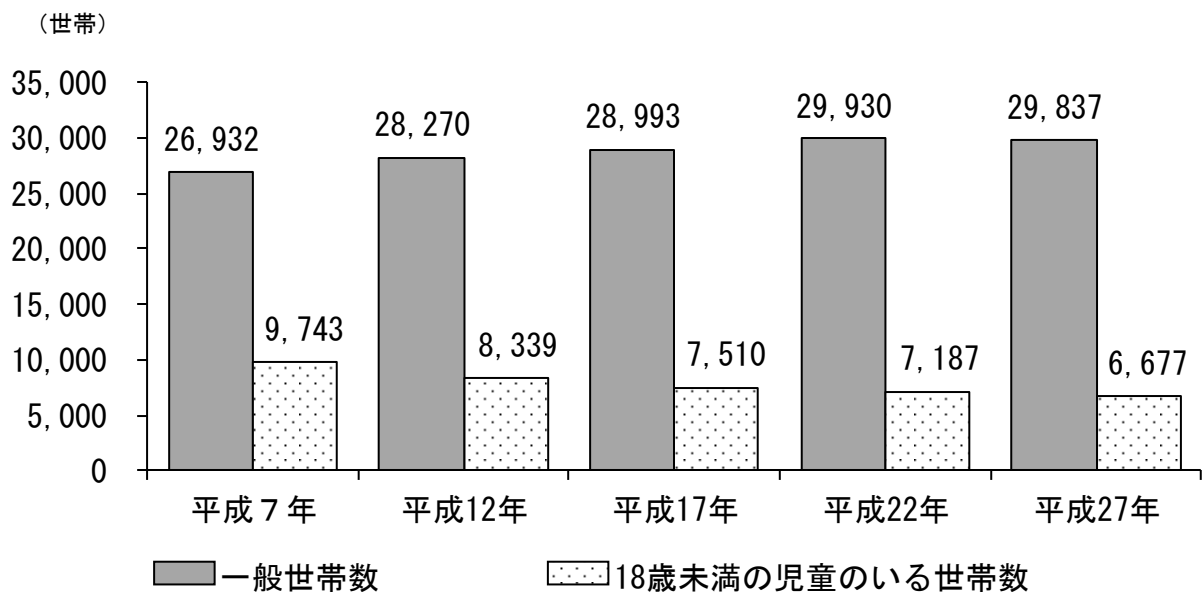
※各年10月1日現在

※総世帯数には施設等の世帯数も含まれます

資料：国勢調査

18歳未満の児童がいる世帯数は年々減少しており、平成27年は平成7年（9,743世帯）から3,066世帯減少し6,677世帯となっています。

図表 18歳未満の児童がいる世帯の推移



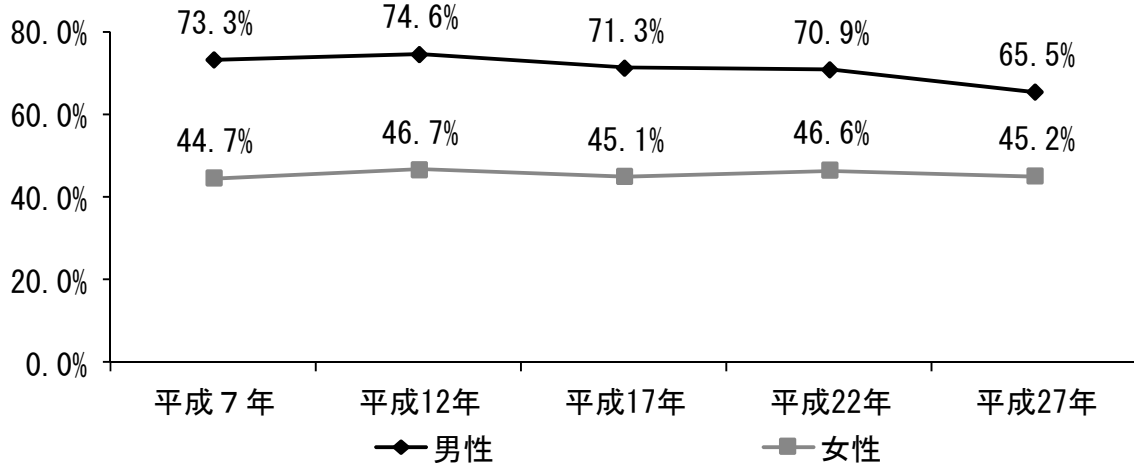
※各年10月1日現在

資料：国勢調査

## (2) 就労の動向

本市の男女別の労働力率<sup>※</sup>をみると、男性の労働力率は減少傾向にあり、平成27年は初めて70%を下回り65.5%となっています。女性の労働力率は概ね横ばいであり、45%前後で推移し平成27年には45.2%となっています。

図表 男女別労働力率の推移



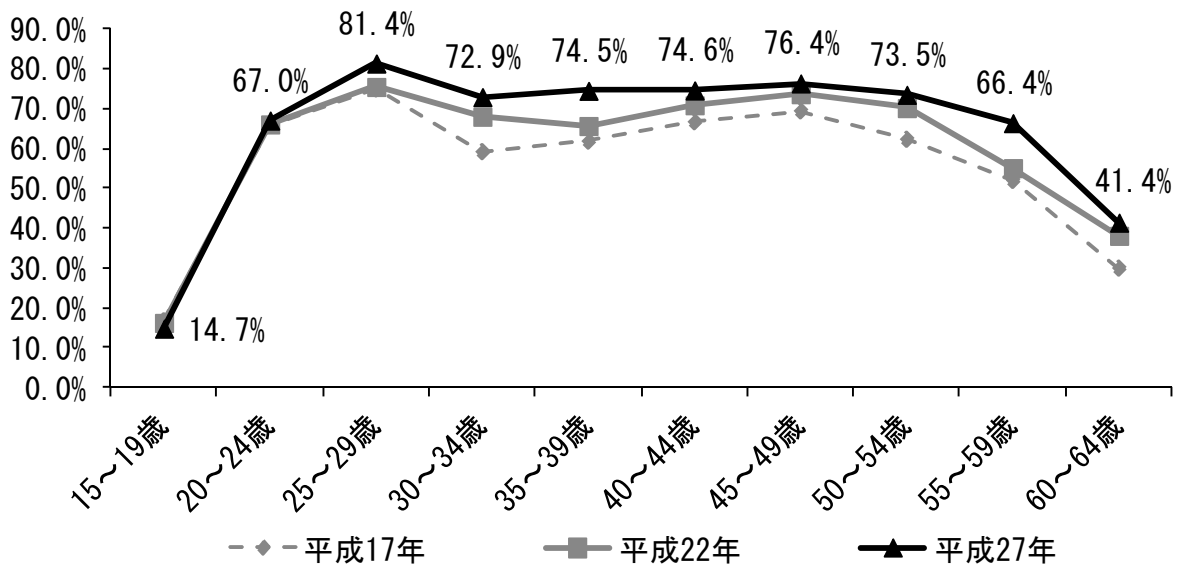
※各年10月1日現在

※労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示しています（労働力率＝（労働力人口÷15歳以上人口）×100）

資料：国勢調査

本市の女性の年齢別労働力率を経年比較でみると、労働力率は全体的に増加傾向にあります。また、30代の労働力率が増加しているため、就労型は平成17年に比べるとM字型からより台形に近づいています。

図表 女性の年齢別労働力率（城陽市における経年比較）



※各年10月1日現在

資料：国勢調査



### 3. 子育て支援サービスの提供と利用の動向

#### (1) 子育て支援サービスの状況

##### ① 保育園・幼稚園の状況

本市では、市立保育園が5園、私立保育園が5園あり、平成30年度は定員1,485人に対して、1,552人が入園しています(平成30年4月1日現在)。市立保育園の在園児童数は平成28年まで増加傾向にありましたが、平成29年度以降は減少し平成26年度と同程度となっています。また、私立保育園の在園児童数は増加傾向にあります。

図表 保育園の在園児童数の現状

(単位：人)

	園児数				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育園	1,499	1,529	1,544	1,536	1,552
市立	650	665	683	655	649
久津川	159	159	163	165	149
久世	172	178	179	171	175
鴻の巣	110	111	125	120	124
今池	127	134	137	127	133
青谷	82	83	79	72	68
私立	849	864	861	881	903
清仁	187	169	162	159	176
くぬぎ	157	179	162	180	178
清心	211	212	232	235	247
里の西	220	227	230	235	228
しいの木	74	77	75	72	74

※各年度4月1日現在

資料：子育て支援課

本市では、市立幼稚園が1園、私立幼稚園が6園あり、平成30年度は定員1,670人に対して、764人が入園しています。幼稚園の在園児童数は市立・私立ともに減少傾向で推移しています。

図表 幼稚園の在園児童数の現状

(単位：人)

	園児数				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園	997	893	880	832	764
市立	61	44	48	48	42
富野	61	44	48	48	42
私立	936	849	832	784	722
青谷聖家族	124	114	113	117	126
京都文教短期大学 附属家政城陽	127	111	101	107	105
佐伯	314	271	273	251	220
白鳥	152	132	133	117	116
平川	109	106	102	91	77
芽生え	110	115	110	101	78

※各年度5月1日現在（市外からの通園者を含みます）

資料：学校教育課

保育園・幼稚園それぞれの在園児童数の年齢別内訳は以下の通りとなっています。保育園では、0歳児～2歳児の児童が約4割を占めています。

図表 在園児童数の年齢別内訳

(単位：人)

	園児数						
	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育園	1,552	90	234	287	324	300	317
市立	649	38	106	119	128	123	135
久津川	149	8	21	30	30	30	30
久世	175	14	29	30	34	32	36
鴻の巣	124	5	21	23	26	20	29
今池	133	8	24	25	27	24	25
青谷	68	3	11	11	11	17	15
私立	903	52	128	168	196	177	182
清仁	176	8	21	30	47	34	36
くぬぎ	178	9	25	38	34	32	40
清心	247	13	32	46	56	50	50
里の西	228	15	38	40	45	47	43
しいの木	74	7	12	14	14	14	13
幼稚園	764	-	-	-	217	256	291
市立	42	-	-	-	-	21	21
富野	42	-	-	-	-	21	21
私立	722	-	-	-	217	235	270
青谷聖家族	126	-	-	-	39	44	43
京都文教短期大学 附属家政城陽	105	-	-	-	33	41	31
佐伯	220	-	-	-	67	64	89
白鳥	116	-	-	-	35	36	45
平川	77	-	-	-	17	27	33
芽生え	78	-	-	-	26	23	29

※保育園は平成30年4月1日現在、幼稚園は平成30年5月1日現在

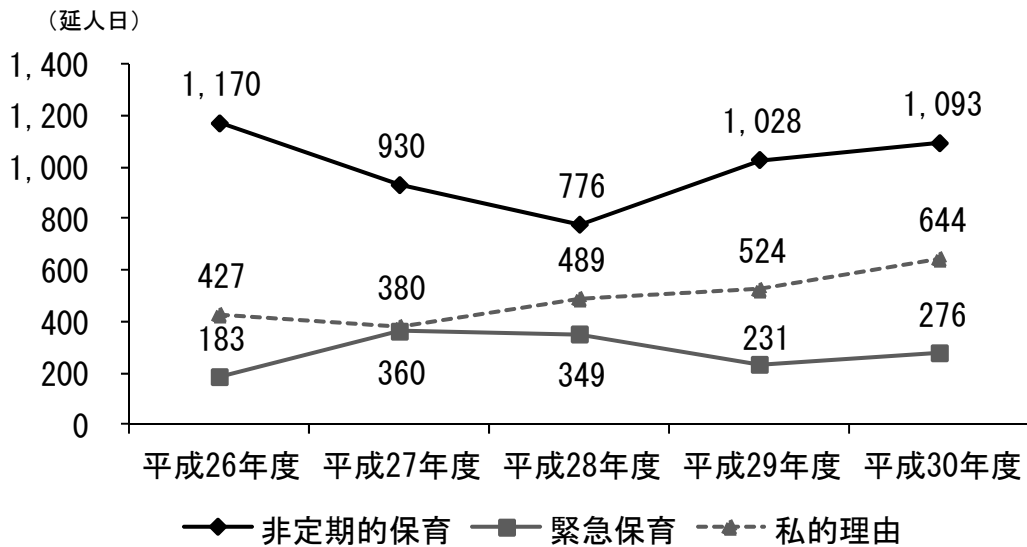
資料：子育て支援課、学校教育課

## ②その他の保育サービスの利用の推移

### ア. 一時保育事業

市内3カ所の保育園（清仁、里の西、しいの木）において一時保育を実施しています。利用の理由別にみると、「非定期的保育」は平成26年度から平成28年度にかけて減少傾向にありましたが、平成29年度以降は増加しており、平成30年度は1,093件となっています。また、「私的理由」による利用は増加傾向にあり、平成30年度は644件となっています。

図表 一時保育の利用の推移

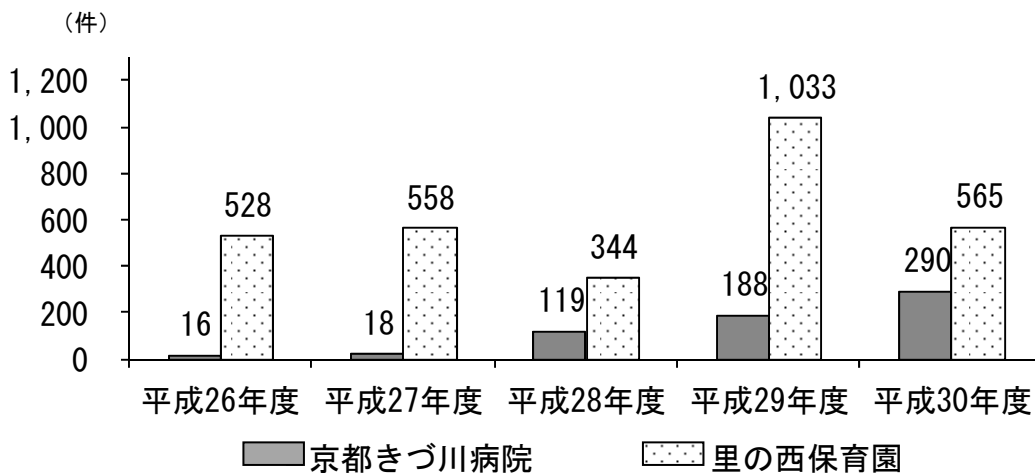


資料：子育て支援課

### イ. 病児・病後児保育事業

本市では、京都きづ川病院において病児・病後児保育、里の西保育園において体調不良児対応型の病児保育を実施しています。京都きづ川病院の利用は増加傾向にあり、平成30年度は290件となっています。里の西保育園は平成29年度を除き、概ね600人未満で推移しています。

図表 病児・病後児保育の利用の推移



※京都きづ川病院は、平成27年度までは病後児保育事業のみの利用人数

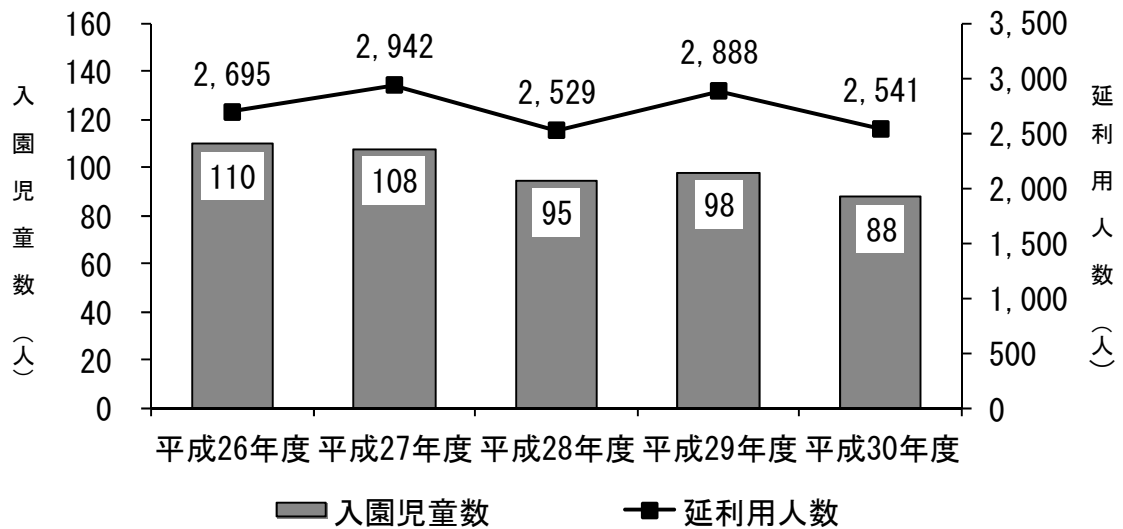
資料：子育て支援課

### ③要支援児童・特別支援教育の状況

#### ア. 心身障がい児通園施設ふたば園

心身障がい児通園施設として、ふたば園を設置しています。ふたば園の利用の推移をみると、入園児童数は概ね減少傾向で推移しており、平成30年度は88人となっています。また、延利用人数は年度によって増減しますが、平成26年度（2,695人）と平成30年度（2,541人）を比べると減少傾向がみられます。

図表 ふたば園の利用の推移

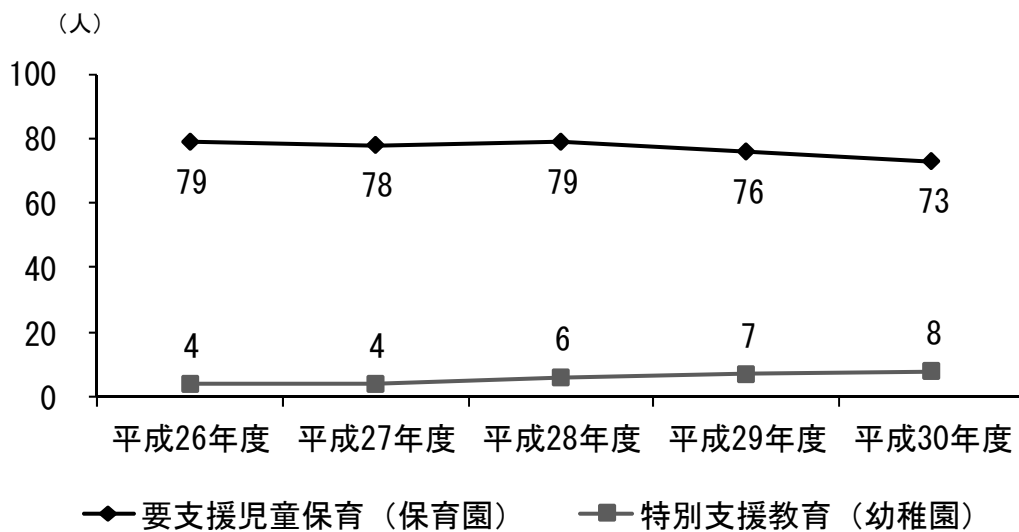


資料：子育て支援課

#### イ. 要支援児童保育、特別支援教育

市立・私立の保育園において要支援児童保育を、幼稚園において特別支援教育を実施しています。特別支援教育（幼稚園）の利用は増加傾向がみられますが、要支援児童保育（保育園）は減少傾向がみられます。

図表 要支援児童保育、特別支援教育の児童数の推移



※私立幼稚園については、各園で実施しているため含みません

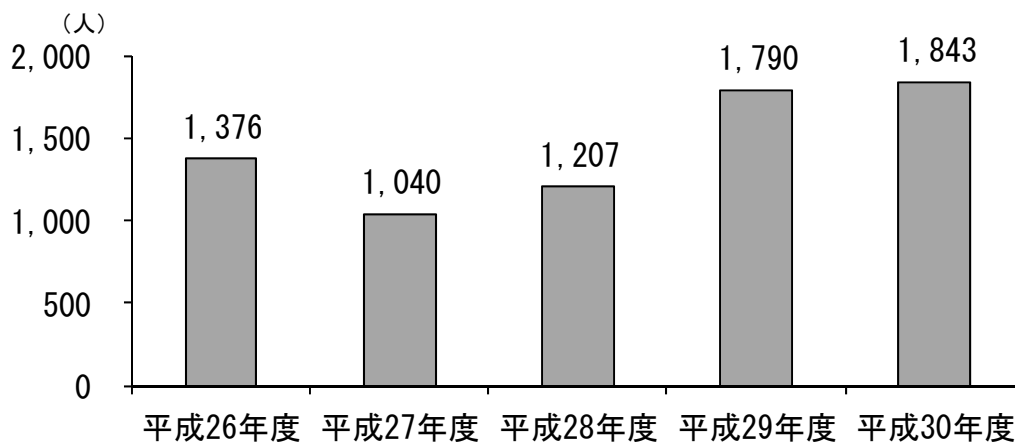
資料：子育て支援課、学校教育課

#### ④地域における子育て支援の状況

##### ア. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移をみると、平成27年度以降利用が増加し、平成30年度は1,843件となっています。

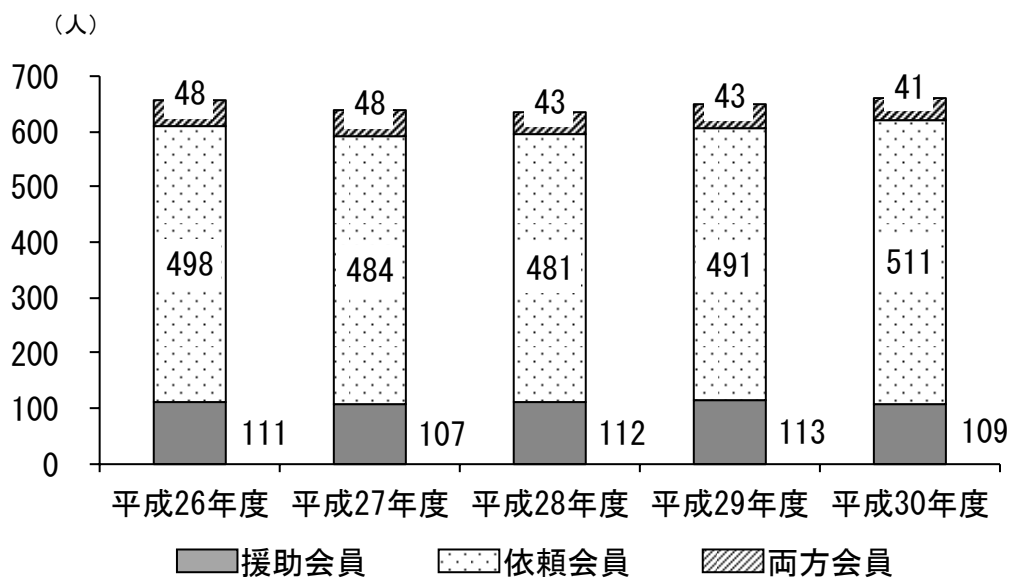
図表 ファミリー・サポート・センターの利用件数の推移



資料：子育て支援課

ファミリー・サポート・センターの会員数の推移をみると、「依頼会員」（サポートを受けたい方）、「援助会員」（サポートを行いたい方）ともに、横ばいで推移しています。

図表 ファミリー・サポート・センターの会員数の推移

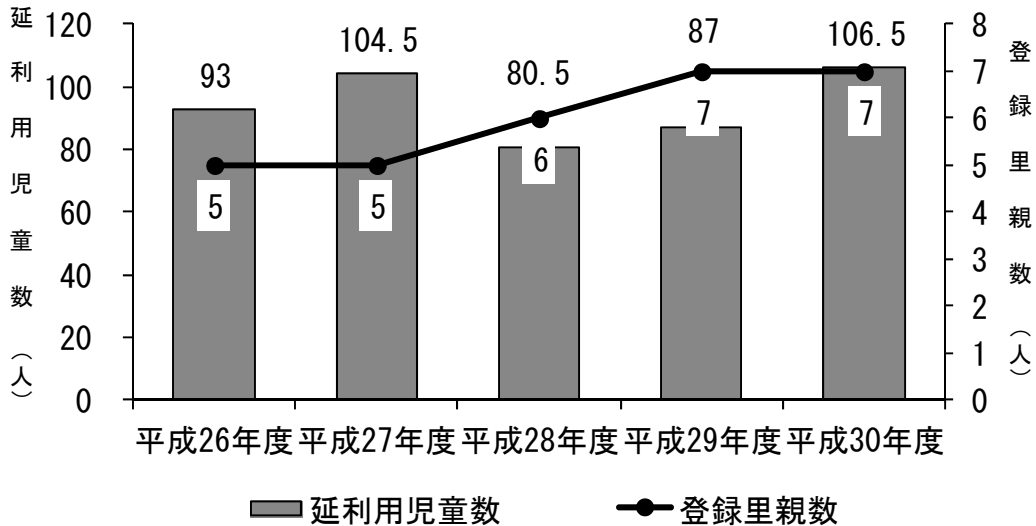


資料：子育て支援課

## イ. 昼間里親

昼間里親の利用の推移をみると、延利用児童数は平成26年度と比べると平成28年度と平成29年度に減少しましたが、平成26年度（93人）と平成30年度（106.5人）を比べると増加傾向がみられます。登録里親数はやや増加傾向にあり、平成30年度は7人となっています。

図表 昼間里親の利用の推移



※毎月15日以降の利用の場合は0.5人として数えています

資料：子育て支援課

## ウ. 地域子育て支援センター

地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）への相談件数の推移をみると、平成26年度から平成28年度にかけて増加傾向にありましたが、平成29年度以降は減少しており、平成30年度は1,386件となっています。相談内容を見ると、平成27年度までは「育児方法」が最も多くなっていましたが、平成28年度以降は「基本的な生活習慣」や「発育・発達」が上回っています。

図表 地域子育て支援センターへの相談件数の推移

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	841	1,095	1,724	1,489	1,386
基本的な生活習慣	121	186	377	293	291
発育・発達	140	201	331	341	274
医学的問題	18	21	64	50	49
生活環境	13	11	21	13	21
育児方法	203	201	261	143	172
その他	346	475	670	649	579

資料：子育て支援課

## エ. 家庭児童相談室

家庭児童相談室への相談件数の推移をみると、平成26年度から平成28年度に減少しており、平成26年度（1,993件）と平成30年度（1,900件）を比べると横ばいとなっています。相談内容をみると、各年度「養護相談」が1,000件以上と最も多くなっています。

図表 家庭児童相談室への相談件数の推移

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	1,993	1,562	1,331	1,706	1,900
養護相談	1,741	1,478	1,228	1,595	1,807
保健相談	0	3	6	0	0
障がい相談	1	1	1	1	2
非行相談	0	10	3	0	1
育成相談	101	20	39	7	5
その他	150	50	54	103	85

資料：子育て支援課

## ⑤学童保育の状況

学童保育の月平均登録児童数は毎年度増加しており、平成30年度は760.4人となっています。平成26年度と平成30年度を比べると、増加率は久世校区、寺田南校区で多くなっています。また、平成29年度より社会福祉法人清仁福祉会が運営する森の舎クラブを開所しました。

図表 学童保育の月平均登録児童数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月平均登録児童数	519.9	594.0	615.1	685.5	760.4
久津川	47.0	52.7	59.2	66.4	84.8
古川	40.7	42.8	32.3	35.5	34.0
久世	68.4	102.0	103.0	118.0	138.0
深谷	44.7	49.4	50.8	36.3	34.8
寺田	83.2	85.4	84.5	85.0	98.1
寺田南	38.7	57.3	59.5	68.4	77.9
寺田西	39.5	42.4	48.0	46.4	46.6
今池	57.4	52.5	59.8	54.3	57.6
富野	56.0	62.2	77.8	77.7	94.3
青谷	44.3	47.3	40.2	36.5	44.1
森の舎クラブ	—	—	—	61.0	50.2

資料：子育て支援課



## (2) 母子保健の状況

### ア. 健康診査

妊婦健康診査受診票発行者数は毎年度減少しており、平成30年度は512人となっています。各健康診査の受診状況をみると、受診率はいずれも90%以上で推移しています。

図表 健康診査の受診状況の推移

(単位：人、%)

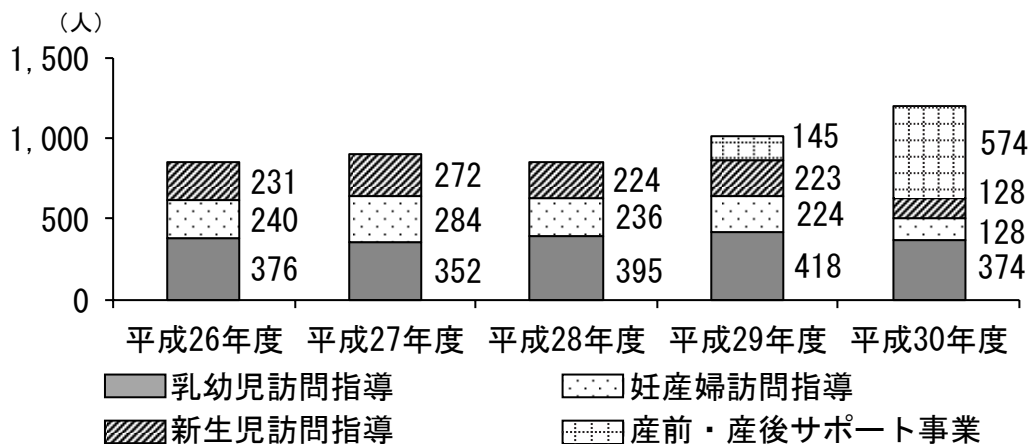
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
妊婦健康診査受診票発行者数		603	590	557	549	512	
3か月児健康診査	受診児数	521	533	505	479	471	
	受診率	98.1	97.8	98.1	96.6	98.3	
8か月児健康診査	受診児数	497	534	530	483	491	
	受診率	96.7	98.7	97.6	96.2	96.1	
1歳8か月児健康診査	一般	受診児数	536	493	533	541	493
		受診率	95.5	97.0	97.3	97.5	97.0
	歯科	受診児数	536	493	533	541	493
		受診率	95.5	97.0	97.3	97.5	97.0
3歳児健康診査	一般	受診児数	575	555	547	525	550
		受診率	94.4	96.4	98.7	96.2	95.8
	歯科	受診児数	575	555	547	525	550
		受診率	94.4	96.4	98.7	96.2	95.8

資料：健康推進課

### イ. 家庭訪問指導等

家庭訪問指導等の状況をみると、「乳幼児訪問指導」は概ね横ばいで推移しています。また、平成29年10月より子育て世代包括支援センターを開設し、「産前・産後サポート事業」を実施しているため、平成30年度の「妊産婦訪問指導」と「新生児訪問指導」は、200人未満に減少しています。

図表 家庭訪問指導等の状況の推移

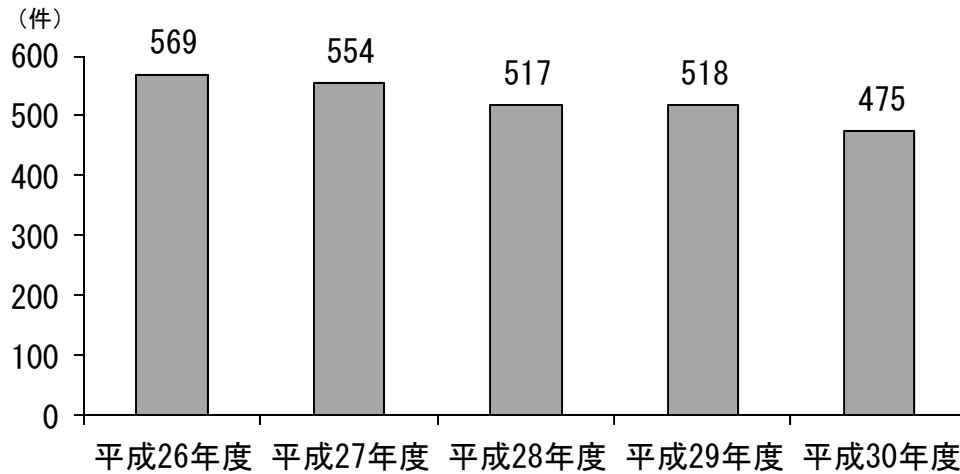


資料：健康推進課

## ウ. 母子健康手帳

母子健康手帳の発行件数は概ね減少傾向にあり、平成30年度は初めて500件を下回り475件となっています。

図表 母子健康手帳の発行件数の推移



資料：健康推進課

## エ. 教室、講座等

教室、講座等の受講者数をみると、「妊婦教室」と「母子健康教室」は概ね増加傾向がみられます。

図表 教室、講座等の受講者数の推移

(単位：回、人)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
乳幼児相談	実施回数	30	30	30	30	30
	受講者数	874	888	890	847	811
妊婦教室	実施回数	16	16	16	16	16
	受講者数	122	221	94	131	193
母子健康教室	実施回数	98	86	100	108	129
	受講者数	2,848	2,689	2,792	2,663	3,085
離乳食教室	実施回数	24	24	24	24	24
	受講者数	521	533	505	479	471

資料：健康推進課

## 4. 第1期城陽市子ども・子育て支援事業計画の推進状況

### (1) 就学前児童の状況

第1期計画期間中の本市の児童数をみると、0～2歳は減少傾向にあり、令和元年度の児童数は推計値よりも実績値が下回っています。3～5歳も減少傾向にありますが、令和元年度は概ね推計値に沿っています。

1号認定は減少傾向にあり、概ね推計に沿っています。2号認定（保育園及び認定こども園）は推計値を大きく上回っていますが、計画期間中は概ね横ばいで推移しています。3号認定の0歳は概ね推計値を下回っていますが、増加傾向がみられます。また、1～2歳は概ね推計に沿っており、増加傾向がみられます。

図表 幼児期の学校教育・保育の状況

(単位：人)

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	
児童数	0～2歳	推計値	1,608	1,506	1,444	1,556	1,525	
		実績値	1,607	1,592	1,585	1,559	1,456	
	3～5歳	推計値	1,877	1,867	1,755	1,707	1,672	
		実績値	1,865	1,830	1,739	1,685	1,683	
1号 認定	幼稚園及び 認定こども園	3～5歳	推計値	805	801	753	720	672
			実績値	832	808	755	681	691
2号 認定	幼稚園	3～5歳	推計値	200	199	187	0	0
			実績値	0	0	0	0	0
	保育園及び 認定こども園	3～5歳	推計値	750	746	701	954	852
			実績値	959	959	933	951	951
3号 認定	保育園、 認定こども園、	0歳	推計値	155	149	139	101	111
			実績値	87	80	71	103	99
	特定地域型 保育事業	1～2歳	推計値	511	474	459	549	599
			実績値	494	514	561	548	610

※平成30年度以降の推計値は平成29年度に見直しを行った数値を記載しています（1号認定を除く）

1号認定・・・満3歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

(例) 幼稚園、認定こども園等

2号認定・・・満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 幼稚園、保育園、認定こども園等

3号認定・・・満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業等

## (2) 幼児期の学校教育・保育の提供状況

### ① 幼稚園、認定こども園

登録人数の実績をみると、1号認定は概ね量の見込みを上回っています。また、2号認定のうち学校教育の利用希望がある子どもは平成27年度から平成29年度にかけての登録を見込んでいましたが、実績はありませんでした。計画期間中の幼稚園等における教育の提供は充足しています。

図表 幼稚園、認定こども園の状況

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み (登録人数)		805	200	801	199	753	187	720	0	672	0
確保 方策	特定教育・ 保育施設	65	5	65	5	65	5	65	5	65	5
	確認を 受けない 幼稚園※1	1,600		1,600		1,600		1,600		1,600	
実績※2	登録人数	832	0	808	0	755	0	681	0	691	0
	特定教育・ 保育施設	65 (46)	5 (0)	65 (50)	5 (0)	65 (48)	5 (0)	65 (42)	5 (0)	65 (41)	5 (0)
	確認を 受けない 幼稚園※1	1,600 (786)		1,600 (758)		1,600 (707)		1,600 (639)		1,600 (650)	
量の見込み(登録人数)との差		27	▲200	7	▲199	2	▲187	▲39	0	19	0
確保 方策との 差	特定教育・ 保育施設	0 (▲19)	0 (▲5)	0 (▲15)	0 (▲5)	0 (▲17)	0 (▲5)	0 (▲23)	0 (▲5)	0 (▲24)	0 (▲5)
	確認を 受けない 幼稚園※1	0 (▲814)		0 (▲842)		0 (▲893)		0 (▲961)		0 (▲950)	

上記表において、2号認定は、満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子どものうち、学校教育の利用希望がある子どもを表しています。

※実績は各年度5月1日現在の児童数

※認定こども園については、市外の施設利用となります

※1：「確認を受けない幼稚園」とは、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けず従来の私学助成及び保護者への就園奨励費補助を受ける幼稚園のことです

※2：実績の人数は定員、カッコ書きは在園児数

② 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業

登録人数の実績をみると、2号認定と3号認定（1・2歳児）は概ね量の見込みを上回っており、3号認定（0歳児）は概ね量の見込みを下回っています。平成28年度以降、2号認定と3号認定（1・2歳児）は特定教育・保育施設のうち保育園の定員数を増やしてきましたが、在園児数が定員を上回る状況が続いています。3号認定（0歳児）は、毎年度定員数に対して在園児数が少なくなっていますが、在園児数は増加傾向がみられます。

図表 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の状況

(単位：人)

		平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
			0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児		0歳児	1・2歳児
量の見込み (登録人数)		750	155	511	746	149	474	701	139	459	954	101	549	852	111	599
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	860	127	438	860	127	438	860	127	438	915	124	446	915	124	446
	特定地域型 保育事業	-	1		-	1		-	1		-	0		-	0	
	市独自事業 (昼間里親 保育事業)	-	15		-	15		-	15		-	21		-	21	
実績※	登録人数	959	87	494	959	80	514	933	71	561	951	103	548	951	99	610
	特定教育・ 保育施設	854 (958)	124 (85)	417 (486)	915 (957)	124 (79)	446 (508)	915 (930)	124 (69)	446 (538)	915 (943)	124 (90)	446 (522)	915 (940)	124 (92)	446 (524)
	特定地域型 保育事業	-	0 (0)		-	0 (0)		-	0 (0)		-	0 (1)【広域】		-	0 (0)	
	市独自事業 (昼間里親 保育事業)	-	15 (8)		-	18 (2)		-	15 (6)		-	18 (8)		-	15 (6)	
量の見込み(登録人数)との差		209	▲68	▲17	213	▲69	40	232	▲68	102	▲3	2	▲1	99	▲12	11
確保 方 策 と の 差	特定教育・ 保育施設	▲6 (98)	▲3 (▲42)	▲21 (48)	55 (97)	▲3 (▲48)	8 (70)	55 (70)	▲3 (▲58)	8 (100)	0 (28)	0 (▲34)	0 (76)	0 (25)	0 (▲32)	0 (78)
	特定地域型 保育事業	-	▲1 (▲1)		-	▲1 (▲1)		-	▲1 (▲1)		-	0 (1)		-	0 (0)	
	市独自事業 (昼間里親 保育事業)	-	0 (▲7)		-	3 (▲13)		-	0 (▲9)		-	▲3 (▲13)		-	▲6 (▲15)	

上記表において、2号認定は、学校教育の利用希望以外の子どもを表しています。

※実績は各年度4月1日現在の児童数  
 ※実績の人数は定員、カッコ書きは在園児数  
 ※認定こども園については、市外の施設利用となります

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保の内容

地域子ども・子育て支援事業の実績は以下の通りとなっています。

図表 地域子ども・子育て支援事業の実績

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
①利用者支援事業	力所	1	1	1	1	2	2	2	2	
②時間外保育事業 (延長保育事業)	人	749	1,032	725	1,135	1,102	1,045	1,082	1,012	
③放課後児童健全育成事業 (学童保育)	低学年	人	510	490	505	476	517	534	499	598
	高学年	人	238	106	238	130	237	151	238	169
④子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	就学前児童	人日	1,593	802	1,593	1,025	1,593	1,665	1,593	1,685
	小学生	人日	113	238	113	182	113	125	113	158
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)	人日	14	28	14	0	14	4	14	29	
⑥乳児家庭全戸訪問事業	人	488	307	469	272	439	269	418	186	
⑦養育支援訪問事業	人	7	0	7	0	7	0	7	0	
⑧地域子育て支援拠点事業	人月	2,508	482	2,349	1,142	2,252	1,051	2,132	1,015	
⑨一時預かり事業	一時預かり事業 (幼稚園型)	人日	1,995	464	1,984	606	1,865	431	1,782	520
	2号認定による定期的な利用	人日	51,392	0	51,119	0	48,052	0	45,916	0
	上記以外	人日	4,389	2,817	4,389	2,860	4,389	3,613	4,389	3,986
⑩病児・病後児保育事業	人日	796	576	770	463	730	1,221	695	855	
⑪妊婦に対する健康診査	人	488	550	469	804	439	798	418	748	

① 利用者支援事業

利用者支援事業は、量の見込みに対して過不足なく実施することができています。

図表 利用者支援事業の実績

(単位：力所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	1	1	2	2
確保方策	1	1	2	2
実績	1	1	2	2
確保方策との差	0	0	0	0

② 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）は、平成 29 年度以降、実績が量の見込みを下回っています。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の実績

(単位：人(年間人数))

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	749	725	1,102	1,082
確保方策	749	725	1,102	1,082
実績	1,032	1,135	1,045	1,012
確保方策との差	283	410	▲57	▲70

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて実績が量の見込みを下回っていましたが、平成 30 年度以降は上回っています。また、高学年の利用は概ね一定量を見込んでいましたが、実績は量の見込みを下回るものの増加傾向にあります。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の実績

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み	低学年	510	505	517	499	495
	高学年	238	238	237	238	236
	合計	748	743	754	737	731
確保方策		748	743	754	737	731
実績	低学年	490	476	534	598	635
	高学年	106	130	151	169	193
	合計	596	606	685	767	828
確保方策との差		▲152	▲137	▲69	30	97

※各年度 4 月 1 日現在

④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、平成 29 年度以降は実績が確保方策を上回っています。また、毎年度一定量を見込んでいましたが就学前児童の利用が増加傾向にあります。

図表 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実績  
（単位：人日（年間延人数））

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	就学前児童	1,593	1,593	1,593	1,593
	小学生	113	113	113	113
	合計	1,706	1,706	1,706	1,706
確保方策		1,706	1,706	1,706	1,706
実績	就学前児童	802	1,025	1,665	1,685
	小学生	238	182	125	158
	合計	1,040	1,207	1,790	1,843
確保方策との差		▲666	▲499	84	137

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、平成 28 年度と平成 29 年度は実績が量の見込みを下回っています。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績

（単位：人日（年間延人数））

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	14	14	14	14
確保方策	14	14	14	14
実績	28	0	4	29
確保方策との差	14	▲14	▲10	15



⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、計画通り実施することができています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の実績

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	488	469	439	418
訪問者数	307	272	269	186
量の見込みとの差	▲181	▲197	▲170	▲232
確保方策	実施体制：2人 実施機関：子育て支援課			
実績	同上			
確保方策との差	なし			

⑦ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、令和元年度から実施しており、平成 30 年度までの実績はありません。

図表 養育支援訪問事業の実績

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	7	7	7	7
確保方策	7	7	7	7
実績	0	0	0	0
確保方策との差	▲7	▲7	▲7	▲7

⑧ 地域子育て支援拠点事業

市内には現在 1カ所の地域子育て支援拠点があります。地域子育て支援拠点事業は、各年度、量の見込みに対して利用者数が下回っています。

図表 地域子育て支援拠点事業の実績

(単位：人月（月延人数）、カ所)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	2,508	2,349	2,252	2,132
利用者数	482	1,142	1,051	1,015
量の見込みとの差	▲2,026	▲1,207	▲1,201	▲1,117
確保方策	1	1	1	1
実績	1	1	1	1
確保方策との差	0	0	0	0

⑨-1 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等

一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ）は、各事業を実施した合計が量の見込みを下回っています。

また、一時預かり事業（幼稚園型を除く）と子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、増加傾向がみられます。

図表 一時預かり事業（幼稚園型を除く）等

（単位：人日（年間延人数））

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	2,669	2,669	2,669	2,669
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）※再掲	1,706	1,706	1,706	1,706
	子育て短期支援事業 （ショートステイ）※再掲	14	14	14	14
	合計	4,389	4,389	4,389	4,389
確保方策		4,389	4,389	4,389	4,389
実績	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	1,749	1,653	1,819	2,114
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）※再掲	1,040	1,207	1,790	1,843
	子育て短期支援事業 （ショートステイ）※再掲	28	0	4	29
	合計	2,817	2,860	3,613	3,986
確保方策との差		▲1,572	▲1,529	▲776	▲403

⑨-2 一時預かり事業（幼稚園型）

一時預かり事業（幼稚園型）は、実績が量の見込みを下回っています。

図表 一時預かり事業（幼稚園型）の実績

（単位：人日（年間延人数））

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	① 1号認定による利用	1,995	1,984	1,865	1,782
	② 2号認定による利用	51,392	51,119	48,052	45,916
	合計	53,387	53,103	49,917	47,698
確保方策		53,387	53,103	49,917	47,698
実績	① 1号認定による利用	464	606	431	520
	② 2号認定による利用	0	0	0	0
	合計	464	606	431	520
確保方策との差		▲52,923	▲52,497	▲49,486	▲47,178
<参考> 私立幼稚園による 一時預かり事業実績		16,993	16,068	17,235	16,898

⑩ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、平成 29 年度以降は実績が確保方策を上回っています。

図表 病児・病後児保育事業の実績

（単位：人日（年間延人数））

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	796	770	730	695
確保方策	796	770	730	695
実績	576	463	1,221	855
確保方策との差	▲220	▲307	491	160

⑪ 妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、量の見込みを上回る実施がありました。

図表 妊婦に対する健康診査の実績

(単位：人(年間人数))

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
量の見込み	488	469	439	418
実績※	550	804	798	748
量の見込みとの差	62	335	359	330
確保方策	対 象 者：市内に住民票のある妊婦 実施方法：京都府医師会及び京都府助産師会との委託契約 検査内容：診察・血圧測定等の基本健診、血液検査、 子宮頸がん検査、性器クラミジア検査、 超音波検査 周知方法：母子健康手帳交付時に受診券を交付			
実績	同上			
確保方策との差	なし			

※平成 27 年度は、当該年度に妊婦健診受診券を交付し、同年度中に請求のあった人数

※平成 28 年度以降は、当該年度及び前年度に妊婦健診受診券を交付し、当該年度中に請求のあった人数

## 5. 城陽市の子ども・子育て支援をめぐる課題の整理

### (1) 「幼児期の学校教育・保育の提供」にかかる課題

幼稚園においては、児童数の減少に伴い、量の見込みも減少傾向にあり、実績についても同様の傾向が見られました。

一方保育園においては、第1期計画策定時に市立保育園、私立保育園、市独自事業である「昼間里親保育事業」の計1,425人を、児童受け入れの確保方策の数値として計画しましたが、推計児童数の推移に乖離が見られたことから、平成29年度に見直しを行い1,506人としました。しかしながら保育園への入所希望が予測をさらに上回ったことから令和元年4月1日入所の時点において待機児童が生じることとなり、その解消が求められています。

今後、令和元年10月から開始している幼児教育・保育の無償化による教育・保育ニーズへの影響を注視するとともに、保育の受け皿と人材の確保、教育・保育のさらなる質の向上に取り組んでいきます。なお、幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施においては、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ給付の実施回数・時期等を決定し、円滑な実施に努めます。

### (2) 「地域子ども・子育て支援事業の提供」にかかる課題

本市における「地域子ども・子育て支援事業」は、深谷校区の旧深谷幼稚園跡地への「地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）」の移転開設（平成27年12月）をはじめ、京都きづ川病院において実施していた病後児保育の病児保育への拡大（平成28年7月）、保健センター内に母子保健型の利用者支援となる「子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）」を設置する（平成29年10月）など多くの充実策を展開しました。

「放課後児童健全育成事業（学童保育）」は、共働きの家庭が主に利用されることから、保育園の入所を希望する児童の動向を踏まえながら確保方策を展開していく必要があります。また、国が定める「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、地域における女性の就業率の動向にも配慮しながら子どもの受け皿を整備していくことが求められています。

また、「子育て短期支援事業（ショートステイ）」や「養育支援訪問事業」等については、育児疲れを抱える家庭や養育力に課題を抱える家庭が安心して子育てができるよう、周知・利用促進に努める必要があります。

### (3) 「子ども・子育て支援関連施策の推進」にかかる課題

「じょうよう冒険ランドプラン」を継承している各種施策については「城陽市子ども・子育て支援事業計画」上の目標設定はないものの、必要に応じた施設整備や支援制度の充実と、親子や親同士の交流を深めるなど、さまざまな内容の充実に努めました。これらの取組は、数値計画となる各種事業を側面的に強化・支援するものとして、引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ①元気家族づくりを応援するために～働くことと子育てを両立できる環境づくり～

幼稚園・保育園・学童保育所いずれも、必要に応じた施設整備、支援制度の充実を行うとともに、幼稚園での幼小連携や保育園の高齢者との交流等、円滑な連携や内容の充実にも努めました。

また、ひとり親家庭や障がい児に対する支援なども、計画を推進するための側面的な支援制度として進めてきました。

一方、市や事業所においては、女性の積極的な登用やワーク・ライフ・バランスの推進、育児休業に関する取組等、男女共同参画社会の実現や仕事と家庭の両立に取り組んでいます。

国においても女性活躍社会の実現に向けてさらなる推進を図っており、女性が働き手として社会進出し、共働きとなる傾向は一層顕著なものとなると考えられます。また、男性も育児参加が進んでいるとは言え、「男性が稼ぎ手」という考え方はまだまだ根強いことから、男女共同参画社会やワーク・ライフ・バランスの推進を取り組むとともに、受け皿となる幼稚園・保育園・学童保育所の整備・充実も引き続き進めていく必要があります。

#### ②なかよし仲間の輪を広げるために～コミュニケーション豊かな子育て環境づくり～

親子の交流や、同世代の親同士の交流を推進するため、地域子育て支援センターを新たに地域・多世代との交流機能も備えた施設として設置し、子育て交流や多世代交流事業、子育て支援講座、あそびのひろば等の事業を展開したほか、当施設にはプレイルームや交流広場などを備えることにより、親同士の交流をますます活性化させることができました。

児童虐待の防止においては「こんにちは赤ちゃん事業」による各家庭の訪問や、「城陽市要保護児童対策地域協議会」の運営により、深刻化が予想されるケースは児童相談所への送致や迅速な連携を行うことにより、重篤な事案の発生を防ぐことができました。しかし、年々相談件数は増加しており、家庭的環境における養育を第一とし体罰によらない子育てを推進するため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期把握、相談や支援を行う人員の確保等の体制強化整備が必要となります。

また、ホームページ開設や相談窓口の設置については、メールによる相談受付やSNSによる情報発信等、対象者が求める形でのサービス提供に努めています。

一方で、ファミリー・サポート・センターでは、地域による子育て支援体制を進めるとしているものの、子育てのサポートを受けたい依頼会員が増加している反面、子育てのサポートを行いたい援助会員のなり手が少ないなど、人間関係の希薄化や少子高齢社会にも対応できる体制の充実が課題です。

上記のことから、充実できた事業については一層推進しながら、課題を抱える事業はその問題解消に向けて取り組むことが必要です。

### ③たくましい心と体のために～健やかな成長を見守る環境づくり～

母子保健分野においては、平成 29 年 10 月に保健センター内に「子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）」を設置したことにより、母子健康手帳の交付時での健診の受診案内をはじめとした各種取組の強化やリスクの高い妊婦が把握できるようになり、事業を大きく推進することができました。

また、医療助成制度の充実として、子育て支援医療費の支給の対象を中学生まで拡大したり、医療機関との連携として、病後児保育事業を病児にまで対象を拡大したりと各種事業を充実させることができました。

今後、これらの取組は、人間関係の希薄化や少子高齢社会の中で、次世代やさらにその次の世代と、将来にわたって安心して出産し子育てができる環境を引き継いでいくことにつながることから、各事業の必要性を継続的に検討しながらニーズに合った推進を図っていきます。

### ④胸弾む冒険ランドのために～地域ぐるみで子育てに参加する環境づくり～

学校教育環境の充実について、富野幼稚園及び各小・中学校への空調機の整備を平成 29 年度に完了しました。また、生涯学習や体験授業の実施においては、各小・中学校で、地域における社会人講師の活用や、総合的な学習の時間をはじめとする福祉体験、職場体験等の体験学習の充実を図るとともに、広く市民に対しスポーツ教室の開講や大会の実施等を展開してきました。

このほか安全な道路の整備やユニバーサルデザインの導入の取組については、PTAからの要望に基づき関係機関と調整のうえで通学路の改善に取り組んだほか、鉄道各駅のバリアフリー化などにも取り組んできました。

これらの取組は、子ども・子育て支援事業計画の量の見込みや確保方策に直接つながる取組ではありませんが、今後市においては少子高齢化の一層の進行、新名神高速道路の全線開通等、取り巻く環境が急速に変容していくことが見込まれ、そうした環境の変化を踏まえながら取り組むことが計画の円滑な推進に必要となります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

---



## 1. 基本理念

本市では、平成 11 年度に策定した「城陽市子育て支援計画」において、子育て支援のテーマを次のとおり掲げてきました。「城陽市子ども・子育て支援事業計画」では、子育て家庭だけでなく、地域住民や事業所、行政等地域社会で暮らすあらゆる人々が互いに連携し、協力し合うことが求められています。次代を担う子どもたちの可能性を育み、健やかな成長や発達を支えていくために、地域が一体となって子育てに携わることが大切です。

本市では、今後も「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」を基本理念に掲げ、誰もが地域の子育てに参画するまちづくりをめざします。

親にとって、子どもの成長は大きなよろこびです。

はじめてつたい歩きができたり、言葉を覚えたりするとき、親は大きな感動を覚えます。

はじめて外へ出たとき。

はじめて友だちができたとき。

はじめて自転車に乗れたとき。

はじめて遠くへいったとき。

それまでできなかったことができるようになる感動は、子ども自身のよろこびであるとともに、親のよろこびでもあります。

しかし、やがて子どもが成長した時、勉強や習い事に熱中するあまり、ともすれば子どもも大人も感動する機会が少なくなっているのではないのでしょうか。

「城陽市子育て支援計画」では、子どもと大人が、感動とよろこびを共有できるまちづくりをテーマとし、その実現に向けてすべての城陽市民がともに手を携えていくことをめざします。

また、親の手を離れ自分の足で歩きはじめた子どもにとっては、見るもの聞くものすべてが新鮮で、まちは発見や驚きや期待、いわば冒険にあふれています。

これからの子育て環境を考えた場合、感動とよろこびに満ちた子どもたちの貴重な冒険を、あたたかく見守ることのできる地域社会を築いていく必要があります。

そこで、まち全体を子どもたちの視点に立って「冒険ランド」と位置づけ、子どもたちがさまざまな冒険を通じてのびのびと育つまちづくりを宣言します。

**子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり  
じょうよう冒険ランド宣言**

## 2. 基本方針

### 第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画の基本方針

#### (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたち一人一人の権利を保障します。

#### (2) 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障します。

障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの権利を守るとともに、健康的な食生活を中心とした健康支援をすすめ、健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

#### (3) 子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを感じることができるよう支援をします。

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心とよろこびと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行います。

#### (4) 子育てについて社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の城陽市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場等の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

### 3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

---

#### (1) 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や、他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び就学期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を地域等が一体となって整備することが、社会全体の責任であると考えます。

#### (2) 子育てに関する理念

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きなよろこびや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に、よろこびや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことであると考えます。

## 第4章 施策の推進方策

---

## 1. 教育・保育提供区域の設定

本計画では、子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項に基づき、地域の状況に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を教育・保育提供区域として定めます。

本市では現在、校区や生活圏を超えて全市的に教育・保育施設や子育て支援サービスが利用されていることや地理的条件等も踏まえ、市全体を 1 つの教育・保育提供区域として設定します。

## 2. 量の見込みの算出の概要

### (1) 量の見込みを算出する項目

「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（潜在的なニーズを含む）を把握し、それに対応する確保方策を定めることとされており、本計画で量の見込みを算出する項目は、教育・保育の 3 認定区分・4 項目と地域子ども・子育て支援事業の 12 事業・13 項目です。

図表 「量の見込み」を算出する項目

対象事業			
教育・保育	1号認定	満3歳から小学校就学前までの学校教育のみ子ども	
	2号認定	満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（幼稚園等を希望）	
		満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども（保育園・認定こども園等を希望）	
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども		
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		
	時間外保育事業（延長保育事業）		
	放課後児童健全育成事業（学童保育）		
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		
	子育て短期支援事業（ショートステイ）		
	乳児家庭全戸訪問事業		
	養育支援訪問事業		
	地域子育て支援拠点事業		
	一時預かり事業	幼稚園型を除く	
		幼稚園型	
	病児・病後児保育事業		
	妊婦に対する健康診査		
	実費徴収に係る補足給付を行う事業		

## (2) 量の見込みの算出方法

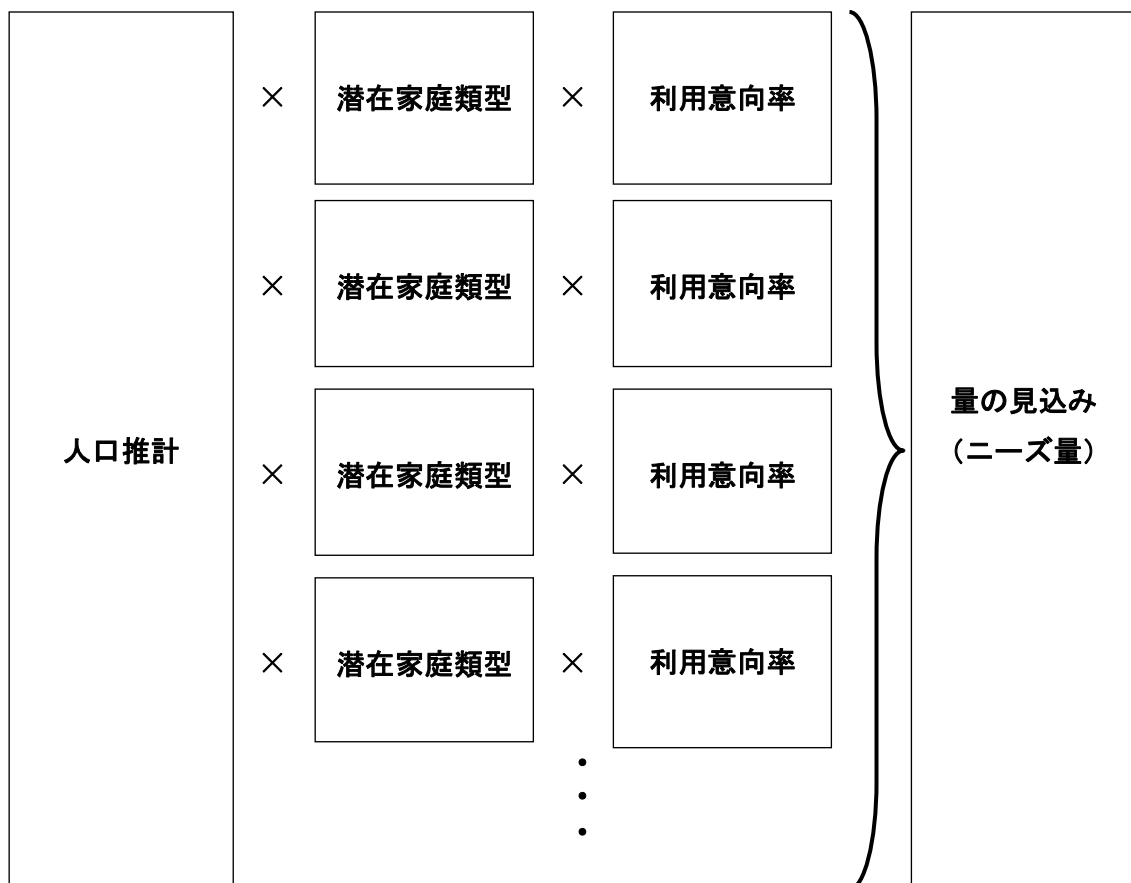
「市町村子ども・子育て支援事業計画」における「量の見込み」の算出にあたっては、国から手引き書や、推計のためのワークシートが提供されており、本市においても、原則としてワークシートに基づいて潜在家庭類型ごとにニーズ量を算出し、その合計値を量の見込みとして提示していますが、一部の事業については、過去の実績や人口推計等を勘案し、量の見込みの補正をしています。

「潜在家庭類型」とは量の見込みの算出にあたり、国の手引き書に基づき分類した家庭類型です。まず、父母の就労状況をもとに現在の家庭類型を定めます。次に、母親の今後の就労希望をもとに現在の家庭類型からの移動を加味したものが、「潜在家庭類型」です。

## (3) 算出手順

事業ごとのニーズ量を算出するにあたって、潜在家庭類型ごとに児童数を推計し、その潜在家庭類型別児童数に各事業の利用意向を勘案して算出されたニーズ量を合算しています。

図表 国のワークシートに基づく算出イメージ



### 3. 学校教育・保育の提供体制の確保の内容・実施時期

#### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本市における幼児期の学校教育・保育の量の見込みは以下のとおりとなっています。

図表 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(単位：人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童数		0～2歳	1,438	1,392	1,402	1,373	1,355
		3～5歳	1,669	1,644	1,543	1,525	1,472
1号認定	幼稚園及び認定こども園	3～5歳	552	523	414	440	381
2号認定	幼稚園	3～5歳	168	165	155	153	148
	保育園及び認定こども園	3～5歳	949	956	974	932	943
3号認定	保育園、認定こども園、特定地域型保育事業	0歳	106	111	113	117	120
		1～2歳	560	584	591	608	594

1号認定…満3歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

(例) 幼稚園、認定こども園等

2号認定…満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 幼稚園、保育園、認定こども園等

3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(例) 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業等

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

① 幼稚園、認定こども園

本市には市立幼稚園1園、私立幼稚園6園の7園があります。令和元年度の市立幼稚園の定員は70人、私立幼稚園の定員は1,600人で、合計1,670人です。なお、本市には認定こども園はありません。

令和2年度より市立幼稚園にて3年保育を実施するため、定員は105人となります。今後も学校教育を必要とされる児童に対し、引き続き提供体制を確保し、学校教育を実施します。

図表 幼稚園、認定こども園の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
			学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望		学校教育の利用希望
量の見込み		552	168	523	165	414	155	440	153	381	148
確保方策	特定教育・保育施設(幼稚園等)	85	20	85	20	85	20	85	20	85	20
	上記に該当しない幼稚園	1,600		1,600		1,600		1,600		1,600	

※「上記に該当しない幼稚園」とは、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受けず従来の私学助成を受ける幼稚園のことです



② 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業

本市には市立保育園5園、私立保育園5園の10園があります。令和元年度の市立保育園の定員は620人、私立保育園の定員は865人で、合計1,485人です。なお、本市には認定こども園はありません。

今後、量の見込みに対応するため、小規模保育事業や保育園の新設等により提供体制を確保し、保育を実施します。

図表 保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,615	1,651	1,678	1,657	1,657
確保方策	1,545	1,644	1,644	1,644	1,644

ア. 2号認定※の子どもの保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		949	956	974	932	943
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	915	965	965	965	965
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)	11	11	11	11	11

※2号認定のうち、学校教育の利用希望以外

イ. 3号認定の子どもの保育園、認定こども園、特定地域型保育事業の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児	0歳児	1・2歳児
量の見込み		106	560	111	584	113	591	117	608	120	594
確保方策	特定教育・保育施設 (保育園、認定こども園)	124	446	130	470	130	470	130	470	130	470
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	19		38		38		38		38	
	認可外保育施設 (企業主導型保育事業等)	15		15		15		15		15	
	市独自事業 (昼間里親保育事業)	15		15		15		15		15	

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容・実施時期

##### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本市で実施している地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは以下のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業	基本型・特定型	力所	1	1	1	1	1
	母子保健型	力所	1	1	1	1	1
②時間外保育事業 (延長保育事業)		人	1,107	1,132	1,150	1,136	1,136
③放課後児童 健全育成事業 (学童保育)	1年生	人	268	276	278	252	256
	2年生	人	228	248	254	255	232
	3年生	人	189	193	208	213	216
	4年生	人	113	123	129	137	142
	5年生	人	51	51	56	58	63
	6年生	人	21	23	23	27	28
④子育て援助活動 支援事業 (ファミリー・ サポート・ センター事業)	就学前児童	人日	1,685	1,685	1,685	1,685	1,685
	小学生	人日	158	158	158	158	158
⑤子育て短期支援事業 (ショートステイ)		人日	14	14	14	14	14
⑥乳児家庭全戸訪問事業		人	170	165	163	160	159
⑦養育支援訪問事業		人	3	3	3	3	3
⑧地域子育て支援拠点事業		人月	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
⑨一時預かり事業	一時預かり 事業 (幼稚園型)	人日	520	520	520	520	520
	2号認定に よる定期的 な利用	人日	28,697	28,268	26,531	26,221	25,310
	その他	人日	3,971	3,971	3,971	3,971	3,971
⑩病児・病後児保育事業		人日	1,202	1,205	1,157	1,159	1,126
⑪妊婦に対する健康診査		人	742	719	709	696	690
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業			実施	実施	実施	実施	実施

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

### ① 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者、または妊娠している方等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭の個別ニーズを把握し、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業のことであります。

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策（基本型・特定型）

（単位：力所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

図表 利用者支援事業の量の見込みと確保方策（母子保健型）

（単位：力所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

### ② 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）とは、保護者の就労形態の多様化や女性のさらなる社会進出に対応するため、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う事業のことであります。

本市では時間外保育事業（延長保育事業）を全ての保育園で実施しており、今後も引き続き全ての保育園で実施します。

図表 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保方策

（単位：人（年間人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,107	1,132	1,150	1,136	1,136
確保方策	1,107	1,132	1,150	1,136	1,136

### ③ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

本市では、放課後児童健全育成事業（学童保育）を、各小学校内に設置する学童保育所と社会福祉法人清仁福祉会が運営する森の舎クラブにおいて、小学1年生から6年生までの児童で、両親等が就労等のため放課後に家庭において保育を受けられない児童に対して実施しています。

今後、児童の増加に伴い、既存の施設での受入れが困難な場合には、小学校の余裕教室の利用及び学童保育所の増改築等の方策を検討し、必要な支援が受けられるよう拡充を図ります。

図表 放課後児童健全育成事業（学童保育）の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	268	276	278	252	256
	2年生	228	248	254	255	232
	3年生	189	193	208	213	216
	4年生	113	123	129	137	142
	5年生	51	51	56	58	63
	6年生	21	23	23	27	28
	合計	870	914	948	942	937
確保方策		870	914	948	942	937

### ④ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本市では、子育てのサポートを受けたい方（依頼会員）、子育てのサポートを行いたい方（援助会員）が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助活動を行っています。今後も仕事と育児の両立を図り、お互いの信頼関係の中で、地域で安心して子育てができる環境づくりをめざします。

図表 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	就学前児童	1,685	1,685	1,685	1,685	1,685
	小学生	158	158	158	158	158
	合計	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843
確保方策		1,843	1,843	1,843	1,843	1,843

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

本市では、子育て中の家庭を対象に、保護者の方が入院や出張、育児疲れ等の理由で、一時的に子どもをみられなくなったとき、市が委託している「京都大和の家」（精華町）及び「桃山学園」（京都市伏見区）で子どもをお預かりしています。今後も引き続き実施します。

図表 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	14	14	14	14	14
確保方策	14	14	14	14	14

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

本市では、「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4カ月までの赤ちゃんがいる家庭を訪問しています。今後も子育てに関する不安や悩みをお聞きするとともに、子育て情報の提供に努めます。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	170	165	163	160	159
確保方策	実施体制：2人 実施機関：子育て支援課				

⑦ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を、訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

本市では、令和元年度より実施しており、ケアの必要性を認めた家庭には相談、指導、助言やその他必要な養育支援を行うこととしています。

図表 養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	3	3	3	3	3

⑧ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことで、平成 27 年度より地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）にて実施しています。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

(単位：人月(月延人数)、カ所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,051	1,051	1,051	1,051	1,051
確保方策	1	1	1	1	1

⑨-1 一時預かり事業(幼稚園型を除く)等

本市では、保護者が一時的・緊急的に子どもの保育ができなくなった場合の対応として、私立保育園4園で一時保育事業(清仁、里の西、しいの木)と休日の一時保育事業(清心)を実施しています。また、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)と子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を実施しています。今後、より一層の拡充を図り、家庭において一時的に養育が困難になった場合に利用できる制度として、さらなる充実をめざします。

図表 一時預かり事業(幼稚園型を除く)等

(単位：人日(年間延人数))

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)※再掲	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)※再掲	14	14	14	14	14
	合計	3,971	3,971	3,971	3,971	3,971
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	2,114	2,114	2,114	2,114	2,114
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)※再掲	1,843	1,843	1,843	1,843	1,843
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)※再掲	14	14	14	14	14
	合計	3,971	3,971	3,971	3,971	3,971

### ⑨-2 一時預かり事業（幼稚園型）

本市では、全幼稚園で預かり保育を実施しています。今後も、引き続き保護者の多様なニーズに応えるため、事業の充実に努めます。

図表 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	①1号認定による利用	520	520	520	520	520
	②2号認定による利用	28,697	28,268	26,531	26,221	25,310
	合計	29,217	28,788	27,051	26,741	25,830
確保方策		29,217	28,788	27,051	26,741	25,830

### ⑩ 病児・病後児保育事業

本市では、京都きづ川病院で病児・病後児保育を実施しています。また、体調不良児対応型の病児保育を里の西保育園で実施しています。今後、病児・病後児保育事業の周知を図り、必要な方が支援を受けられるようさらなる充実に努めます。

図表 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

（単位：人日（年間延人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,202	1,205	1,157	1,159	1,126
確保方策	1,202	1,205	1,157	1,159	1,126

### ⑪ 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。今後も妊婦の健康の保持、増進に向けた取組に努めます。

図表 妊婦に対する健康診査の量の見込みと確保方策

（単位：人（年間人数））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	742	719	709	696	690
確保方策	742	719	709	696	690
	対象者：市内に住民票のある妊婦 実施方法：京都府医師会及び京都府助産師会との委託契約 検査内容：国が示す標準的な項目 周知方法：母子健康手帳交付時に受診券を交付				

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得の状況に応じて、特定教育・保育施設等に保護者が支払う費用などを助成する事業です。本市では、私立幼稚園に在園する年収 360 万円未満相当世帯及び国定義で第 3 子以降の子どもに係る給食費として実費徴収している費用のうち、副食費相当分に対する助成を実施しています。

なお、認可保育園等においては、年収 360 万円未満相当世帯及び国定義で第 3 子以降の子どもに係る副食費については国制度により免除となり、年収 360 万円～640 万円相当世帯の第 3 子以降の子どもに係る副食費に対しては府及び市の補助制度があります。

図表 実費徴収に係る補足給付を行う事業の確保方策

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施



## 5. 学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

### (1) 認定こども園に関する基本的な考え方

本市には認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行を希望する園には移行支援を行います。

### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。乳幼児期の子どもの発達は、さまざまな体験を基にして環境に働きかけ、環境との相互作用を通して豊かな心情及び意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程です。特に重要なことは、人との関わりであり、愛情深く思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることです。

これらのことを踏まえ、支援の立場にある大人は、子どもの発達の特性や過程を理解するとともに、個人差を十分考慮し、発達及び生活の連続性に配慮した関わりが求められます。また、発達上の課題を有する子どもや虐待を受けている子ども、経済的に厳しい状況にある家庭などへの支援が求められ、支援する大人の専門性・人間性も強く問われてきます。

質の向上のために、組織の中で定期的に教育・保育の内容を検討し、課題を把握するとともに、その改善に向けて具体的に組み立てる体制づくりを推進し、教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言やその他の支援を行う者の配置も必要となります。また、社会情勢を踏まえた上で、さまざまな課題に応じた研修を実施するとともに、自己研鑽しお互いに学び合い、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の充実を図ります。

### (3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組及びその推進方策

幼児期は「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は「自覚的な学び」の時期で、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは学び方に違いがあります。子どもたちが小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送るために、幼稚園・保育園と小学校が、つながりを意識した接続カリキュラムの作成を図ります。

接続カリキュラムには、幼稚園・保育園が子どもたちの育ちや学びを小学校につなぐための「アプローチカリキュラム」と、小学校に入学した子どもたちがスムーズに小学校の生活や遊びに適應できるための「スタートカリキュラム」があります。接続カリキュラムは、それぞれの地域に応じた内容で作成されるため、今まで以上に幼保小連携が必要となります。

小1プロブレムの解消に向けて、幼稚園・保育園や小学校の職員が見学し合い、お互いの子どもの発達や学びの実態を知ることからつながりをつくります。隣接している幼稚園・保育園と小学校とは、日常的な関わりが大切と考え、すでに話し合いの場を持ち、お互いの行事への参加など、地域の実態に応じた取組を進めています。幼稚園・保育園と小学校との連携については、地理的な課題もあり進捗状況が異なるため、それぞれの現状の段階に応じ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のための『接続カリキュラムリーフレット』を十分活用して進めていきます。併せて、幼稚園・保育園と小学校の合同研修会も開催します。

## 第5章 子ども・子育て支援関連の取組

---

## 1. 取組の体系

【基本理念】「子どもと大人が感動とよろこびを共有できるまちづくり」

### 1 「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくり

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ①保育園等の充実      | ⑤障がい児支援施設・サービスの充実  |
| ②幼稚園、学校教育等の充実 | ⑥要支援児童保育・特別支援教育の充実 |
| ③多様な保育サービスの提供 | ⑦地域における子育て支援の充実    |
| ④学童保育の充実      |                    |

### 2 子どもの健やかな育ちを保障するまちづくり

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援 | ⑥幼いころからの人権学習の推進  |
| ②障がい児のいる家庭への支援     | ⑦乳幼児の健康の推進       |
| ③障がい児への支援の充実       | ⑧医療機関との連携        |
| ④青少年の心のケア          | ⑨医療費支援制度の充実      |
| ⑤児童虐待の防止           | ⑩青少年を取り巻く生活環境の浄化 |

### 3 子育てによるこびや生きがいを感じるまちづくり

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| ①妊産婦保健・子育て世代包括支援センター事業の充実 | ⑤ワーク・ライフ・バランスの普及啓発       |
| ②不妊治療助成の充実                | ⑥子育てに関する情報提供の充実          |
| ③男女共同参画の推進                | ⑦からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実 |
| ④家庭での役割分担の見直し             |                          |

### 4 協働による子育て支援

- ①ゆとりある就労環境整備に向けた啓発
- ②子育てサークル等への支援充実
- ③家庭・学校・地域の連携強化
- ④ファミリー・サポート・センターの充実
- ⑤地域活動の促進と充実<各種教室や親子ふれあい事業の充実>
- ⑥地域活動の促進と充実<スポーツ・レクリエーション活動>
- ⑦公共機関や民間事業所等への啓発
- ⑧子育てに優しい生活環境づくり

## 2. 子ども・子育て支援関連の具体的な取組

### 1 「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくり

#### (1) 現状と課題

保育分野では、令和元年4月の時点において待機児童が発生しており、その要因としては企業の人材不足と女性就業率の拡大や育児休業制度の普及による離職率の低下等があるものと考えられます。

このことから子どもの成育環境や安心して子育てができる環境を整えるため、保育施設の整備を行うことが喫緊の課題です。待機児童が生じた要因の一つに、両親の共働きなど雇用・労働における社会環境の変化が考えられることから、同様に家庭での保育が困難であるため利用する学童保育所についても利用者動向を注視しながら施設の整備を考えていく必要があります。

これにあわせて、市内の保育施設等における保育士の確保のために、京都府や京都府保育人材マッチングセンターとの連携により、就職セミナーや保育園見学ツアーなどの継続的な取組が不可欠です。

また、発達や障がい等の課題を抱える児童や医療的ケアが必要な児童については、総合的な支援体制の充実を図るとともに、円滑に適切な学校・学級に接続できる取組を引き続き行うことが求められます。さらには、社会・経済などの国際化の進展に伴い、今後ますます外国人労働者が増加していくことが見込まれることから、これらの子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう必要な支援を行っていくことが求められます。

これらの取組に加え、子どもたちが利益を享受するため、地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）や子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）において、保護者に子育てに関する情報提供や支援を行うことにより全体的な子育ての水準維持・向上に取り組んでいくことも重要です。

#### (2) 施策の方向

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。その際に子どもたち一人一人の権利を保障します。

#### (3) 主な取組

##### ①保育園等の充実

安全面に配慮した施設・設備の維持・管理 / 保育園等の整備 / 京都府等との連携による保育士の確保

<b>②幼稚園、学校教育等の充実</b>
市立幼稚園施設の補修・改善の継続 / 防災・防犯面などの安全性に十分配慮した市立幼稚園施設・設備の整備 / 「城陽市学校施設等長寿命化計画」に基づく効率的かつ効果的な改修 / 市立幼稚園における一時預かり事業の充実検討 / 円滑な就学に向けた保幼小連携の推進
<b>③多様な保育サービスの提供</b>
延長保育事業、一時保育事業、休日一時保育事業の実施 / 病児・病後児保育事業の実施 / 病児対応型病児保育実施施設の拡大検討 / 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の継続 / 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の検討
<b>④学童保育の充実</b>
安全面に配慮した施設・設備の維持・管理 / 学童保育所の整備検討
<b>⑤障がい児支援施設・サービスの充実</b>
ふたば園の事業内容の継続 / 医療的ケア児支援のための連携体制づくり
<b>⑥要支援児童保育・特別支援教育の充実</b>
保育園・幼稚園における要支援児童保育・特別支援教育の継続 / 個々の児童生徒のニーズに応じた教育的支援の推進 / 障がいへの理解や人権尊重意識の習得のための教育の推進
<b>⑦地域における子育て支援の充実</b>
各種連携による「あそびのひろば」事業の継続 / 民生児童委員協議会、地域子育て支援センター（ひなたぼっこ）などとの連携の促進 / 地域に開かれた子育て交流・相談の場の充実 / 地域・多世代交流事業の継続 / 子育て支援講座の継続 / 子育てに関する相談の推進

## 2 子どもの健やかな育ちを保障するまちづくり

### (1) 現状と課題

子どもの健やかな育ちのためには、まず子どもが子どもとしての権利を保障されなければなりません。そのため、人権学習を通して、子どもたちに自分らしく生きる権利を有することを知ってもらうとともに、子どもたちが本人や家族の障がい、貧困を理由として十分な子育て支援が受けられず満足した成長ができないということがないように、手当や相談、援助等の各種制度により側面的に支援していく必要があります。

また児童虐待は、障がいや貧困等の家族を取り巻く環境に起因して引き起こされることが多いことから、各家庭が持つさまざまな背景を踏まえながら支援と児童虐待防止を進めるため、子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）と同一機関となって連携が図れるよう「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向けて取り組んでいきます。

### (2) 施策の方向

障がい、疾病、虐待、貧困等社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの権利を守るとともに、健康的な食生活を中心とした支援をすすめ、健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

### (3) 主な取組

<b>①ひとり親家庭・生活困窮家庭への支援</b>
福祉施策等の情報提供、相談窓口の継続実施 / ひとり親家庭の交流機会の継続的提供 / ひとり親家庭自立支援策に関する関係機関との連携 / ひとり親家庭福祉医療費の充実にに向けた国・府への要望
<b>②障がい児のいる家庭への支援</b>
特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の適正な支給 / 補装具交付・修理の継続
<b>③障がい児への支援の充実</b>
障がい児福祉サービス関連事業者との連携 / 利用者負担軽減の継続
<b>④青少年の心のケア</b>
電子メールや電話等を使った教育相談窓口の継続による相談活動の充実
<b>⑤児童虐待の防止</b>
訪問事業による虐待の未然防止、早期発見 / 子育て支援と母子保健の連携による「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置 / 虐待防止に関する啓発事業の実施 / 虐待対応機関との連携強化

<b>⑥幼いころからの人権学習の推進</b>
城陽市民大学人間コースの実施
<b>⑦乳幼児の健康の推進</b>
健康診査の内容の充実 / 一貫した健康診査体制の確立と受診勧奨 / 未受診家庭に対する訪問での状況把握による虐待防止や育児不安の軽減 / 健康診査のフォローのための母子訪問指導の充実 / 健康相談等の活用や不安・悩みが語れる教室運営 / むし歯のない幼児の増加推進 / 幼児期からの食育の推進 / 健康保持と疾病予防についての相談窓口・学習機会の充実及びパンフレット等による情報提供
<b>⑧医療機関との連携</b>
妊産婦の健康支援の充実 / 予防接種や健康診査等の年齢期ごとの保健予防の充実 / 乳幼児の救急医療体制や休日急病診療所の充実 / 周産期医療の体制確保
<b>⑨医療費支援制度の充実</b>
子育て支援医療費の充実に向けた国・府への要望
<b>⑩青少年を取り巻く生活環境の浄化</b>
「講演と映画の集い」、市青少年健全育成市民会議主催による「ネットワークづくり懇談会」「立ち入り調査」「あそびのはくぶつ館の薬物乱用防止啓発コーナー」の実施 / 家庭・学校・地域及び警察等の関係機関と連携した取組の推進 / 安心安全メールによる情報提供の継続

### 3 子育てによるこびや生きがいを感じるまちづくり

#### (1) 現状と課題

人口減少や核家族化の進行が子育てに与える影響は深刻であり、本市の調査ではご近所付き合いについて「ほとんどなくあいさつをする程度」という状況があるにも関わらず、「子どものしつけ方」「食事や栄養」について悩みや不安を抱える保護者が多く、こうした家庭の早期把握と情報提供を行う必要があります。

そこで、母子健康手帳を交付する子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）で家庭の把握に一層努めたり、子育てに関する情報をSNSなど子育て世代のニーズに即した媒体を利用して発信したりしなければなりません。

また、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を提供するために、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう、産後ケア事業を行う必要があります。

一方で、これから成長し大人になっていく世代には、意欲的に結婚・出産に目を向けてもらえるよう、人権学習の推進や家庭生活に関する知識を習得してもらうとともに、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画の推進が必要となります。

#### (2) 施策の方向

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲のさまざまな支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心とよろこびと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行います。

#### (3) 主な取組

<b>①妊産婦保健・子育て包括支援センター事業の充実</b>
センターにおける、すべての妊婦との面談、情報提供、支援 / 妊婦教室の内容充実・参加促進による母親の健康保持と出産に関する正しい知識の習得 / 父親に対する母子保健についての啓発推進 / 産前・産後サポート事業、産後ケア事業の推進
<b>②不妊治療助成の充実</b>
不妊治療等助成制度の啓発と充実
<b>③男女共同参画の推進</b>
関係団体の参加促進とリーダー等の人材育成 / 地域活動・職業生活における女性の活躍推進に関する情報発信・啓発 / 行政における女性職員の管理監督職への登用の推進 / 各種審議会・委員会等への女性の参画・登用の積極的推進



<b>④家庭での役割分担の見直し</b>
男性の家庭生活への参加促進
<b>⑤ワーク・ライフ・バランスの普及啓発</b>
パンフレット、ポスター、広報紙への啓発記事の掲載、働く女性の家や男女共同参画支援センター（ぱれっと JOYO）による取組
<b>⑥子育てに関する情報提供の充実</b>
各種広報媒体による子育て関連施策のタイムリーな情報提供
<b>⑦からだと性、家庭生活に関する知識習得機会の充実</b>
保健や学活、家庭科などの教育の充実による子育てに関する正しい知識の醸成

## 4 協働による子育て支援

### (1) 現状と課題

社会の変容に伴って子育て支援の考え方も変わります。行政の子育て支援制度の継続的な見直しはもちろん、企業等では労働環境における子育て支援の観点での取組や考え方の浸透、子どもや保護者の抱える課題に対し身近で敏感に察知し、柔軟に対応できる自治会・子ども会等の地縁団体、子育てに関わりたい大人によるファミリー・サポート・センター事業、子育てサークル等の市民活動団体の醸成など、これからの子育て支援においては、行政、地域、職場あらゆる立場の大人達がその問題を解消するよう努めなくてはなりません。

### (2) 施策の方向

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の城陽市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場等の社会のあらゆる分野におけるすべての人が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす社会をめざします。

### (3) 主な取組

<b>①ゆとりある就労環境整備に向けた啓発</b>
パンフレット、ポスター、広報紙への啓発記事の掲載による取組
<b>②子育てサークル等への支援充実</b>
子育てサークルへの支援、サークル同士の交流促進
<b>③家庭・学校・地域の連携強化</b>
放課後子ども教室、土曜子ども教室の継続的实施・開設支援
<b>④ファミリー・サポート・センターの充実</b>
ファミリー・サポート・センター活動促進補助金の交付 / 会員増加への取組の推進
<b>⑤地域活動の促進と充実&lt;各種教室や親子ふれあい事業の充実&gt;</b>
生涯学習の拠点としての「文化パーク城陽」の利用促進及び市民サービスの向上 / 「城陽市子どもの読書活動推進計画」に基づく図書資料等の充実 / 「おすすめブック30」に基づく子どもの読書推進 / ボランティアグループ等との連携による絵本の読み聞かせ等の取組の充実 / コミセンにおける各種教室・親子ふれあい事業の充実

<p><b>⑥地域活動の促進と充実&lt;スポーツ・レクリエーション活動&gt;</b></p>
<p>市子ども会後援会協議会などへの財政的支援をはじめとした支援 / ニュースポーツをはじめとしたスポーツ教室や大会の実施 / 校区社会福祉協議会による子育て交流事業の実施</p>
<p><b>⑦公共機関や民間事業所等への啓発</b></p>
<p>ユニバーサルデザイン車両による「城陽さんさんバス」の運行 / 駅構内のバリアフリー化に向けた鉄道事業者との協議</p>
<p><b>⑧子育てに優しい生活環境づくり</b></p>
<p>道路の補修・改良や交通安全施設の整備等の適正な維持管理 / 道路の安全な通行意識の啓発 / 市 PTA 連絡協議会からの通学路改善要望に基づく道路環境の改善 / 日常的な遊具の点検等維持管理 / 地域ニーズに沿った公園整備 / 木津川運動公園（城陽五里五里の丘）の早期整備に向けた要望 / バリアフリーの基準・条例等に基づく安心安全な道路整備・公園整備 / 定期的な清掃や緑化による、公園・道路などの良好な環境整備 / 桜つつみ、青谷梅林、緑と歴史の散歩道などの修繕・修復、自然環境保全</p>

## 第6章 計画の推進に向けて

---

## 1. 推進体制の強化

---

子ども・子育て支援は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、父母その他の保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

## 2. 市民や地域との協働による推進

---

### (1) 市の役割

市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取組を関係者と連携しつつ実現していきます。

### (2) 子育てをされている家庭の方へ

子育てにおいては、保護者が、家庭の中のみならず、地域の中で、男女共に、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。家庭、地域、施設等子どもの生活の場を連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育むことが必要です。

### (3) 市民の方へ

子ども・子育て支援は、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなくよこびや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざしています。そのために、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが求められています。

### (4) 事業者の方へ

子育て中の労働者が男女問わず子育てに向き合えるようになるために、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められています。

### 3. 計画の進行管理

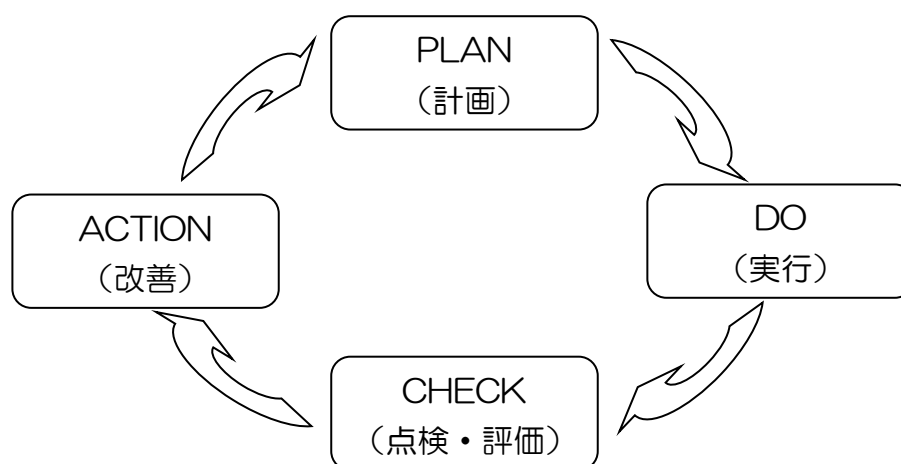
「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、各年度において、施策の実施状況や、計画に係る費用の使途と実績等について点検、評価し、その結果を公表することとされています。

本市では、城陽市子ども・子育て会議において各年度の進捗状況を報告します。国及び府による子育て支援の動向や社会情勢をふまえながら市民の視点に立った点検及び評価を行うとともに、施策の実現に向けた審議を行います。

市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

このサイクルは、個々の事業ごとに「P→D→C→A」と回り、再度個々の事業についての現状を把握し、見直し後の「P」に戻ります。このようにして具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返し、計画（事業）を進行管理しながら施策の全体の改善及び向上へとつなげていきます。

図 計画の進行管理





## 參考資料

---



## 1. 城陽市子ども・子育て会議委員名簿

(条例による分類別 50 音順、敬称略)

条例による分類	氏名	職名	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	安藤 和彦	ユマニテク短期大学 幼児保育学科 教授	会長
	大久保 千恵	京都橘大学 心理学科 准教授	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	浅井 達司	学校法人城陽学園 理事長	
	鱒坂 智子	城陽市民生児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表	副会長
	石田 實	社会福祉法人城陽福祉会 理事長	
	上西 ますみ	京都府山城北保健所 福祉室長	R1.5.31～
	衛藤 恵子	子育てサークル paco (パーツォ) 親子ヨガ 代表	R2.2.17～
	久保 美由紀	城陽市民生児童委員協議会 主任児童委員連絡会 代表	～R1.11.30
	鈴木 美湖	城陽市立青谷保育園 園長	
	田村 正秀	城陽市立寺田小学校 校長	
	中川 雅生	医療法人啓信会 京都きづ川病院 院長	
	宮崎 純子	京都府山城北保健所 福祉室長	～H31.3.31
	山下 浩二	社会福祉法人城陽市社会福祉協議会 常務理事	
	子どもの保護者	高木 良	城陽市保育園保護者会連絡協議会 代表
谷浦 彩子		市立幼稚園 P T A 代表	R1.5.31～
津吉 美奈子		城陽市保育園保護者会連絡協議会 代表	～H31.3.31
服部 智加		市立幼稚園 P T A 代表	～H31.3.31
藤木 温子		城陽市私立保育園保護者会連絡協議会 代表	～H31.3.31
松本 由佳		城陽市私立保育園保護者会連絡協議会 代表	R1.5.31～
宮脇 知里		私立幼稚園保護者会 代表	～H31.3.31
矢野 佳世		私立幼稚園保護者会 代表	R1.5.31～

条例による分類	氏名	職名	備考
公募による市民	奥 朗子	公募市民	
	和田 恵理子	公募市民	
使用者及び労働者の代表	石田 初男	星和電機労働組合執行委員長	
	奥村 耕三	株式会社ミズホ 執行役員 業務部担当	

## 2. 計画の策定経過

年 月	項 目
平成 31 年 1 月 25 日（金）	平成 30 年度城陽市子ども・子育て会議（第 2 回） ・第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査について
平成 31 年 2 月 28 日（木） ～ 3 月 22 日（金）	第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査の実施
令和元年 5 月 31 日（金）	令和元年度城陽市子ども・子育て会議（第 1 回） ・第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画策定に関するアンケート調査結果報告書（案）について
令和元年 9 月 3 日（火）	令和元年度城陽市子ども・子育て会議（第 2 回） ・第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画～骨子案～について
令和元年 11 月 21 日（木）	令和元年度城陽市子ども・子育て会議（第 3 回） ・第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画～素案～について
令和元年 12 月 27 日（金） ～令和 2 年 1 月 27 日（月）	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 17 日（月）	令和元年度城陽市子ども・子育て会議（第 4 回） ・第 2 期城陽市子ども・子育て支援事業計画～最終案～について

### 3. 用語解説

あ行	
あそびのひろば	保育園や幼稚園等が、在宅の子育て家庭に対して、施設を開放してあそびの場を提供し、子育ての相談等を行います。
一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園において、通常の保育時間（市立幼稚園では午前8時45分～午後2時）を超えて保育します。
一時保育	保護者の都合により子どもの世話ができないときに、生後6カ月から就学に達するまでの未就園児童を、清仁保育園・里の西保育園・しいの木保育園で保育します。

か行	
家庭児童相談室	子どものことが気にかかったり、悩んだりしたときには些細なことでも相談を受け付けています。また、児童の養育上の問題・児童虐待・要保護児童に関する相談に応じます。
学童保育所	保護者の就労等の理由により留守家庭となる小学1年生から6年生までの児童に対し、放課後に学童保育所で保育を行います。
休日の一時保育	日曜日・祝日（年末年始を除く）において、保護者の都合により子どもの世話ができないときに、生後8カ月から就学に達するまでの子どもを、清心保育園で保育します。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	地域において、育児のサポートを受けたい方と、育児のサポートを行いたい方が会員となり、会員同士で育児に関する相互援助を行います。援助を受けた場合は、利用料等を支払う必要があります。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病や仕事等の理由により子どもの養育が一時的に困難となった場合や、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、小学校修了前までの児童を児童福祉施設において一定期間養育を行います。

さ行	
小1プロブレム	小学校入学直後の小学1年生が「集団生活」や長時間座った授業になじめないなど、幼稚園や保育園から小学校生活へスムーズに移行できない状況をいいます。

た行	
体調不良児対応型病児保育	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童で、保護者が迎えに来るまでの間緊急的な対応を必要とする児童を一時的に預かるほか、保育園入園児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施します。
地域子育て支援センター	家庭で子どもの保育をされている方を対象に子育て支援を行っています。子育て支援講座、子育てサークルの紹介、あそびのひろば訪問等の他に、専門の職員が育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報提供等も行います。また、地域や多世代交流の場でもあります。
昼間里親	保護者の就労や病気、その他の事情により子どもの保育ができない場合、3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気のもとで、昼間里親が保護者に代わって子どもを保育します。

な行	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4カ月までの赤ちゃんがおられる全家庭を、保健師及び保育士の資格を有する職員が訪問し、子育てに関するさまざまな不安や悩みをお聞きするとともに、子育てに役立つ情報を提供します。
認定こども園	保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが教育・保育を一緒に受けることができます。幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

は行	
病児・病後児保育事業	保育園児・幼稚園児等が病気回復期に至らないためまたは回復期でまだ通園できない状態であり、保護者が仕事の都合等で、家庭で子どもを保育できない場合に、そよかぜルーム(京都きづ川病院あゆみ保育園内)で、子どもを一時的に保育及び看護します。
ふたば園	児童福祉法に基づく児童発達支援を提供する施設です。主体的な遊びや発達課題に応じた活動を通して、情緒の安定と発達の援助を行います。また、保護者に対しては、家庭での養育上の助言や指導を行います。
保育園	保護者の就労や病気、その他の事情により子どもの保育ができない場合、保護者に代わって子どもの保育を行います。

や行	
要支援児童保育事業	心身に発達上の課題を有する児童の保育を実施します。他の児童と共に集団の中で保育することにより、社会性の成長発達を促進するなど、適切な指導を通じ児童の福祉の増進を図ることを目的としています。
幼稚園	市町村や学校法人が満3歳から小学校就学前の幼児に対し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を行います。

第2期城陽市子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月発行

発行 城陽市 福祉保健部

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

電話 0774-56-4036（直通）

FAX 0774-56-3999

Email [kosodate@city.joyo.lg.jp](mailto:kosodate@city.joyo.lg.jp)



